

軍 縮 研 究

DISARMAMENT REVIEW

日本軍縮学会論文誌（電子版）

Electronic Journal of
Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

2026年3月

March 2026

Vol. 15, No. 1

第15卷1号

日本軍縮学会

Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

目次

巻頭言	(佐藤 丙午) ... 3
＜特集＞「被爆 80 年を振り返る」	
(寄稿)	
被爆 80 年：核軍拡に抗う—2025 年パグウォッシュ会議広島大会をうけて	(鈴木 達治郎) .. 4
(研究論文)	
核軍縮国際法—80 年の発展と衰退	(黒澤 満) ... 18
(研究ノート)	
核兵器の保有と武力による威嚇—法的構成の再検討	(河合 公明) .. 34
＜資料＞	
2025 年度日本軍縮学会研究大会概要報告	50
日本軍縮学会第 17 回総会議事録	53
日本軍縮学会第 22 回理事会議事録	54

巻頭言

2025 年は、広島と長崎に世界で初めて核兵器が投下されて 80 年となる。核兵器廃絶に対する被爆者および市民の願いにもかかわらず、軍縮をめぐる国際情勢は厳しいままであり、廃絶に向けた道筋はまだ見えていない。

核廃絶の道筋が見えない、という言葉は、過去の学会会長が何度も表明してきたものであり、もしかしたら今後もこの言葉を使わなければならない状態が続くのかかもしれない。核兵器以外に目を向けてみても、国際社会の多くの分野で軍備管理軍縮の機運は後退、あるいは危機に直面しており、時代が変化を迎えていることを明確に実感させられる。

軍縮は時代の役割を終えたのか、あるいは、新たな軍縮の形が必要になっており、従来の、条約に基づく方法は時代に合わないものになっているのだろうか。実際には、この問いに対する答えを、同時代に得ることは困難である。ただ、もし時代に合わない方法を採用しているのであれば、それを改めれば良く、目標に誤りがあるのだとすれば、新たな目標を設定すれば良いのだろう。しかし、問いに対する答えが存在すると信じ、想定される答えを追求することは、もしかしたら誤りを重ねる行為になるかもしれない。

軍縮学会の会長に就任するにあたり、そして軍縮の役割や機能が揺らいでいると考えられている時代を展望する上で、改めて初代会長の黒澤満先生の、「軍縮は安全保障政策である」という言葉に立ち戻りたい。軍縮や軍備管理を通じて、我々はどうのように安全保障を推進しようとしているのか、そしてそこで採用する手段は、国際社会の平和と安定を実現する上で、どれだけ有効性があるのだろうか。また、我々がこれまで知らない、新たな手法は存在しないのだろうか。

LAWS（自律型致死無人兵器システム）の議論に参加していて、参加者より、この問題に対応する上で、我々は現在の国際人道法で十分なのだろうか、それとも新たな法規範を構築する必要があるのだろうか、という問い掛けがあった。そこで結論は出なかったが、学会の会員が知るように、国際社会では新たな手段の必要性について議論が存在する。我々は従来の方法や、これまでの経緯に固執するのではなく、必要な措置は何か、を追求する必要があるのである。

軍備管理軍縮には、現実主義的な方法から、平和主義的な方法まで非常に大きな幅が存在する。これは、この問題に対処するために、多様な手法が存在することを意味する。安全保障を推進するための手段として、国際社会が合意できる措置を考察することには大きな意義があり、そこにどのように新たな措置を加えていくか、あるいはこれまでの措置を改善していくか、軍備管理軍縮として可能な措置には制限がないと思う。

青木節子前会長は、やはり巻頭言において、学会の責務を説明している。その意義は変化していない。つまり、「学会の責務は、より中長期的な視点から、軍縮の発想と方法論を冷静に研究し、議論し、その結果を都度開かれた形で検討していくことだろう。軍縮の根本的な危機的状況において、日本軍縮学会としての責任を痛感する」である。これを再掲し、軍縮研究の深化とその社会への適用が進むことを期待したい。

日本軍縮学会会長
佐藤 丙午

(寄稿)

被爆 80 年：核軍拡に抗う

2025 年パグウォッシュ会議広島大会をうけて

長崎大学客員教授・NPO 法人ピースデポ代表
鈴木 達治郎

はじめに

2026 年 1 月、原子力科学者会報が毎年発表する「終末時計」が、ついに 85 秒になり、昨年よりさらに人類の終末に近づいた¹。その最大の要因として上げられているのが、核兵器の脅威である。戦後 80 年の昨年に 89 秒に続き、核兵器が使用されるリスクが最も高くなったとの指摘である。その背景には、核保有国による核軍拡、核使用の威嚇、核保有国間の対話の欠如、核保有国が関与する軍事対立、といった事実が指摘されている。さらに、「核の傘」への不安から、同盟国の中には「核共有」や独自の「核武装」論までが台頭しつつある。戦後 80 年が過ぎた今、我々は冷戦終了後、核の脅威が最も高い現実に直面しているのである。

一方、広島・長崎以後、幸い核兵器は使用されておらず、いわゆる「核のタブー」はまだ破られていない。何よりも、この「核の不使用」を継続させ、広まる核軍拡に抗って、どのようにして核軍縮・核軍備管理を進めていけばよいのか。

2025 年 11 月に 20 年ぶりに、広島で開催された「世界パグウォッシュ会議広島大会」は、そのような緊迫した世界情勢の中で開催された。そこで、どのような議論が行われ、そしてどのような成果と課題が導かれたのか。わずかではあるが、核軍縮・軍備管理への希望の光を見つめることができたのか。本大会の主催者の一人として、パグウォッシュ会議広島大会を振り返ってみたい。

1 被爆 80 年とノーベル平和賞の意義：「核のタブー」と「戦争責任」

被爆 79 年の 2024 年 10 月、ノルウェー・ノーベル委員会は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）にノーベル平和賞を授与した。その受賞理由には、次のように日本被団協の平和への貢献が書かれている。

「日本被団協は、核兵器のない世界の実現を目指して尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを目撃証言を通じて身をもって示してきたことが評価され、平和賞を受賞します。(略) この 80 年近くにわたり、戦争で核兵器が使用されたことはなかったと

¹ Bulletin of Atomic Scientists, “It is now 85 seconds to midnight”, January 27, 2026.
https://thebulletin.org/doomsday-clock/#nav_menu

いう事実です。日本被団協や被爆者のその他代表らの並々ならぬ努力が、核のタブーの確立に大きく貢献しました。」²（下線筆者）

この受賞理由の中で、特に強調されているのが、被団協をはじめとする広島と長崎の生存者である「被爆者」の証言が、いわゆる「核のタブー」という国際規範の形成に大きく貢献したことである。「核のタブー」とは、ここでは「核兵器使用は道義的に容認できないと非難する強力な国際規範」とされている。一方で、ノーベル委員会は、「核兵器使用に対するこのタブーが今、圧力にさらされていることは憂慮すべきことです」とのべ、いま核兵器使用のリスクが高まっていることに警鐘をならした。

これに対し、日本被団協を代表して、田中照巳代表委員が行った受賞演説には、被団協のめざすもう一つの大きな目的が下記の文章の中にしめされていた。

「結成宣言で『自らを救うとともに、私たちの体験を通して人類の危機を救おう』との決意を表明し、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の補償を求めて運動に立ち上がったのです。(略) 1994年12月、2法を合体した『原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律』が制定されましたが、何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています。」³（下線筆者）

受賞演説の当日、田中代表委員は、上記下線部分を「もう一度繰り返します」と、予定外の発言を行い、この国家補償の欠如を強調した。被団協には「原爆被害に対する国家補償」を求めるといふ、核廃絶に加えてもう一つの大きな目的がある。これは政府が示している「戦争被害を国民は受忍しなければならない」という、いわゆる「戦争の受忍論」⁴を否定する主張である。上記下線部分は、その「戦争受忍論」を許さない、という被爆者の思いを強く訴えたものであった。「戦争受忍論」を否定することは、戦争責任を明らかにすることで、国家が戦争を起こすことへの「抑止」になる、という考えであった。「戦争の否定」につながるこの考えについて、田中代表委員は、単に「被爆者の救済」という直接的な要求を超え、「国際的な、今の国家と国民の間にある問題だ」と述べている⁵。

上記の受賞演説と並んで、ノーベル平和賞の受賞式で、ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス（Jørgen Watne Frydnes）委員長は、「ラッセル・アインシュタイン宣言」を引用して、核戦争の危険性に加え、「国際紛争の平和的解決」も強調した演説

² The Nobel Peace Prize Announcement, October 11, 2024. (日本語)

<https://www.nobelprize.org/uploads/2024/10/press-peaceprize2024-japanese.pdf>

³ 田中照巳、「ノーベル平和賞受賞演説」、2024年12月10日。

<https://www.nobelprize.org/uploads/2024/12/nihon-hidankvo-lecture-japanese.pdf>

⁴ 原爆被爆者対策基本問題懇談会意見報告（概要）、昭和55年（1980年）12月11日。この「基本理念」の冒頭に、「戦争という非常事態の下で、国民が何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、全ての国民が等しく受忍しなければならないものである」と記されている。<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000694125.pdf>

⁵ 中国新聞、ヒロシマ平和メディアセンター、「田中照巳さん、『犠牲者の国家保証ない』 演説で予定外の国批判、『受忍論』否定 運動の原点」、2024年12月12日。

<https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=147795>

を次のように行った⁶。

「その有名なマニフェスト（注：ラッセル・アインシュタイン宣言）は、核戦争の危険性を世界の指導者たちに訴え、国際紛争を平和的に解決する方法を模索するよう促しました。今日、私たちは改めて自問しなければなりません。私たちは人間性を忘れてはいないでしょうか？人類は光に向かって歩む道を選んだのか、それとも破壊と死への道を歩み続けるのでしょうか？」

まさに、この問いこそが、被爆 80 年を前にして、被団協がノーベル平和賞を受賞した最大の意義ともいえるだろう。そして、この「ラッセル・アインシュタイン宣言」こそが、パグウォッシュ会議の原点なのである。

2 パグウォッシュ会議の原点：ラッセル・アインシュタイン宣言

ラッセル・アインシュタイン宣言は、1955 年 7 月に英国ロンドンで発表された。その歴史をたどると、実は日本との関係が深かったことがわかる。1954 年 3 月に起きた、ビキニ水爆実験と第 5 福竜丸の被曝事件が、ラッセル・アインシュタイン宣言を生む契機となったのである。

パグウォッシュ会議による「ラッセル・アインシュタイン宣言の起源」によると、第 5 福竜丸事件との関係がより明確に、次のように説明されている⁷。

- 1954 年 3 月 1 日、ビキニ水爆実験により、第 5 福竜丸をはじめとする漁船が被曝
- 同 4 月、バートランド・ラッセル卿 (Bertrand Russell) とジョセフ・ロートブラット博士 (Joseph Rotblat) が、BBC の依頼により水爆の説明を行う。そのとき、ロートブラット博士は「水爆は原爆を起爆剤として 1000 倍の爆発力を持つが、比較的害の少ない『きれいな核兵器』」と説明。
- 1954 年末、ベルギーで開催された国際会議にて、ロートブラット博士は第 5 福竜丸の残留放射能を分析した西脇安教授のデータの存在を知る。その後の交流で、西脇教授の分析から、開発された水爆は「原爆—水爆—原爆」の 3 段階の核兵器と判明。原爆より桁違い (1000 倍) の「死の灰」を生む恐怖の兵器であることがわかった。
- 1955 年 2 月、当初は英国政府からの要請で、発表を控えていたロートブラット博士は、米国政府からの情報があまりにも不正確で誤解を招くと判断し、米科学雑誌に分析結果を発表。
 - 「この論文発表は、大きな議論を呼び、マスメディアにも大々的に扱われて、大きな話題となった」(ロートブラット博士談)
- 一方、ラッセル卿は、ロートブラット博士から情報提供をうけて、BBC に対し特別

⁶ Presentation speech by Jørgen Watne Frydnes, Chair of the Norwegian Nobel Committee, 10 December 2024. <https://www.nobelprize.org/prizes/peace/2024/ceremony-speech/>

⁷ Sandra Ionno Butcher, “The Origins of Russell-Einstein Manifesto”, May 2005. https://pugwash.org/wp-content/uploads/2014/02/2005_history_origins_of_manifesto3.pdf

番組の作成を依頼。1954年12月23日に、「人類の惨禍 (Man's Peril)」という番組を放送。その中で、ラッセル博士が、のちのラッセル・アインシュタイン宣言につながる次のような発言を行った。

- 「人類は、今後も幸せ、知識・知恵を追求することができる。一方で、戦争を忘れることができなければ、死を選ぶことになる。人間であることを忘れるな。そしてその他の全てを忘れよ。そうすれば、人類は新たな楽園を作ることができる。できなければ、全人類は滅亡する」

この発言を契機に、ラッセル博士はアルベルト・アインシュタイン博士 (Albert Einstein) をはじめ、ノーベル賞受賞者に声をかけて、科学者が人類に訴える宣言を発表することを提案した。その結果、「ラッセル・アインシュタイン宣言」は、1955年7月9日にロンドンにて発表された。宣言の中で著名な文章は次の一節である。

「ここで私たちからあなたたちに問題を提起します。それは、きびしく、恐ろしく、そして避けることができない問題です——私たちが人類を滅亡させますか、それとも人類が戦争を放棄しますか。人々は、この二者択一に向き合おうとしないでしょう。戦争の廃絶はあまりにも難しいからです。(略) 私たちは人類の一員として、同じ人類に対して訴えます。あなたが人間であること、それだけを心に留めて、他のことは忘れてください。 (Remember your humanity, and forget the rest)」⁸ (下線筆者)

ラッセル・アインシュタイン宣言は、世界で大きな反響を呼んだ。同年7月に西ドイツでも、ドイツの科学者オットー・ハーンが中心になって、似たような趣旨の「マイナウ宣言」が発表された。マイナウ宣言も、科学者が核兵器の脅威と戦争の根絶を訴えた内容であった⁹。

ラッセル・アインシュタイン宣言には、冒頭に科学者の集結を呼びかけていた。これに答えて、カナダの事業家サイラス・イートン氏の支援により、1957年7月7日、カナダノバスコシア州のパグウォッシュ村で、国際会議「核兵器・原子力のもたらす危険性の評価」が開催された。世界10カ国から22名の科学者が参加し、日本からも湯川秀樹、朝永振一郎、小川岩雄の3名が参加した。また、平凡社創設者であった下中弥三郎もこの会議を支援したと記録されている¹⁰。その後、開催された村の名前をとって、「パグウォッシュ会議」と呼ばれるようになった。正式な名称は「科学と世界情勢に関するパグウォッシュ会議」(Pugwash Conferences on Science and World Affairs) である。

ラッセル・アインシュタイン宣言に大きな役割を果たした、ロートブラット博士は、ポ

⁸ 日本パグウォッシュ会議訳、「ラッセル・アインシュタイン宣言」、<https://www.pugwashjapan.jp/russell-einstein-manifesto-jpn>

⁹ The Mainau Declaration 1955 on Nuclear Weapons, 15 July 1955. <https://www.mainaudeclaration.org/about>

¹⁰ 日本パグウォッシュ会議歴史プロジェクト、公開 No. 02「パグウォッシュ会議の誕生と日本の科学者」、2016年12月1日。 <https://www.pugwashjapan.jp/pugwashjapan-history-project-02> 下中弥三郎は、その後湯川秀樹などと「世界平和アピール7人委員会」を設立した。7人委員会は現在もメンバーを変えて活動を続けている。 <https://worldpeace7.jp/>

ーランド出身の物理学者で、マンハッタン計画に参加していたが、ドイツの核兵器計画が失敗したことを知って、マンハッタン計画を辞した唯一の科学者である。ロートブラット博士は、その後パグウォッシュ会議のリーダーとして核軍縮に大きな貢献をしたことで、1995年に、パグウォッシュ会議とともにノーベル平和賞を受賞している。

3 パグウォッシュ会議の目標と理念

パグウォッシュ会議のウェブサイトには、団体としての目標と理念が次のように書かれている。

「パグウォッシュは、核兵器その他の大量破壊兵器のない世界を目指す。『対立を超えた対話』という長年の伝統を通じて、パグウォッシュは科学的・証拠に基づく政策立案に貢献する。トラック 1.5 及びトラック 2 対話を促進することで、全ての関係者の安全保障を高める方法に関する創造的な議論を育み、協力的かつ先見性のある政策の立案を推進する。」¹¹

ここで述べられている、「対立を超えた対話」(dialogue across divides) が、パグウォッシュ会議の精神であり、軍事に頼らない手段で紛争を解決することをめざすことを意味する。また、そして、めざすべき政策は「科学的根拠に基づく」政策であり、そのために科学者(専門家)集団として貢献する、というのがもう一つの大きな理念である。この「対立を超えた対話」と「科学的・証拠に基づく政策立案」(scientific, evidence-based policy making)の2つが、パグウォッシュ会議の基本的理念と呼ばれるものだ。そして、究極的な目標は核兵器と戦争のない世界であり、これはラッセル・アインシュタイン宣言の「人類として訴える」という呼びかけに応じたものである。

「対立を超えた対話」を実現するために、パグウォッシュ会議では、「個人としての参加」(所属する組織や国家を代表しない)と「非公開の会議」を原則とした。当時、東西で対立していた国々から、参加した科学者たちは、科学者として、そして一人の人間として、自由に意見を交わすことを重視した。実際に、国家同士が対立し、紛争状態にあったとしても、パグウォッシュ会議の参加者は、問題解決のために、自由に意見交換を行う。そのために、「非公開」を原則としてきた。

その議論や意見交換は「科学的根拠・証拠に基づく」ことが重要な原則として重視される。最近では、自然科学者よりも安全保障や国際政治などの人文系研究者、さらには元外交官や政府高官、NGO 代表などの参加者が増加しているが、その原則は変わらない。

そして、これらの対話を通じて、対立を軍事的手段ではなく、相互理解や信頼醸成を通じて、解決することをめざす。具体的には、トラック 2 やトラック 1.5 の対話を通じて、現実の政策立案に貢献することが目標となっている。

¹¹ Pugwash Conferences on Science and World Affairs website. “About Pugwash”.
<https://pugwash.org/about-pugwash/>

4 パグウォッシュ会議の過去の成果：95年ノーベル平和賞受賞

パグウォッシュ会議は、1995年にノーベル平和賞を、創設者のジョセフ・ロートブラット博士とともに受賞している。その受賞理由は「国際政治における核兵器の役割を減少させ、長期的にはその廃絶のための長年に渡る努力」を上げている¹²。さらに、冷戦時代に核軍縮に貢献した活動を次のように紹介している。

「冷戦時代、パグウォッシュ運動は共産主義の東側諸国と西側民主主義諸国間の対話の場として機能した。参加者は核実験禁止条約や核不拡散条約の成立に向け、舞台裏で重要な役割を果たした。」¹³

上記に示したように、パグウォッシュ会議の活動は、非公開が原則だったこともあり、公開された詳細の記録が少ない。そういった中、具体的にパグウォッシュ会議の活動の一例として、冷戦時代の米・ソ科学者の交流を米プリンストン大学フランク・フォン・ヒッペル博士 (Frank von Hippel) が、最近のインタビューで次のように述べている。

「パグウォッシュ会議に参加したソ連側代表のうち2名は、ソ連の物理学者であるレフ・アルツィモヴィチ (Lev Artsimovich) とミハイル・ミリヨンスチコフ (Mikhail Millionshchikov) であった。アルツィモヴィチはソ連核融合計画の責任者であり、ソ連科学アカデミーの高官であった。ミリヨンスチコフはクルチャトフ原子力研究所の副所長であった。両者は1972年の米ソ間の弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約) の重要な提唱者となり、この条約は両国の弾道ミサイル防衛を制限した。」¹⁴

冷戦終了後、パグウォッシュ会議の活動は、主に地域紛争や対立、とくに核兵器を保有している国周辺地域の安全保障問題に焦点を移すようになった。パグウォッシュ会議のウェブサイトには、「中東」「欧州・ロシア・NATO」「南アジア」「アフガニスタン」「東アジア」と、地域別の活動報告が掲載されている。特に、「イラン核問題」は個別課題として焦点が当てられてきた。最近では、イスラエル・米国がイランの核施設を攻撃する直前に、テヘランにて非公開のワークショップを開催しており、軍事的対立を防ぐべく、核問題の解決にむけて意見交換が行われていた¹⁵。

このようなパグウォッシュ会議の特徴を、広瀬 (2018) は次のようにまとめている¹⁶。

- 国際性：特定の国、地域との結びつきが薄く、全世界的に活動を展開している。その結果、対立が存在しているような複雑な国際情勢の下でも、対立する勢力の

¹² The Nobel Peace Prize Committee, “1995 Nobel Peace Prize”.

<https://www.nobelpeaceprize.org/laureates/1995>

¹³ Ibid. <https://www.nobelpeaceprize.org/laureates/1995>

¹⁴ Frank von Hippel and Tomoko Kurokawa, “Citizen Scientist: Frank Von Hippel’s Adventures in Nuclear Arms Control: Part 3. Working with Gorbachov’s Advisors to End the Nuclear Arms Race”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, 2020, Vol. 3, No. 51, pp.69-100. p.82.

<https://www.tandfonline.com/doi/epdf/10.1080/25751654.2019.1698507?needAccess=true>

¹⁵ Pugwash Conferences on Science and World Affairs, “Tehran meetings on the Iran nuclear Issue”, May 27, 2025. <https://pugwash.org/2025/05/27/tehran-meetings-on-the-iran-nuclear-issue/>

¹⁶ 広瀬訓、「パグウォッシュ会議の成果と北東アジアへの期待」、鈴木達治郎、広瀬訓、藤原婦一編著、「核の脅威にどう対処すべきか：北東アジアの非核化と安全保障」第9章 (RECNA叢書)、法律文化社、2018. 213頁。

いずれにも偏ることのない運営が可能となっている。

- 規模と多様性：会議参加者数はむしろ他の国際団体に比べ少数だが、参加者の国籍や顔ぶれは極めて多彩である。小規模ではあるが、世界各地域でまた多くのテーマで対話の場を設けている。
- 影響力：参加者は、パグウォッシュ会議からの招聘が原則であり、その多くが政府の政策立案に密接に関係している人々である。したがって、会議における議論や情報、知見を政策立案に反映させることができる可能性が高い。
- 継続性：1957年に創設されてから、来年で70年を迎える。特定の国に偏ることなく、トラック2を長年にわたって継続してきたパグウォッシュ会議への信頼は高い。

このような特徴をもっているパグウォッシュ会議ではあるが、最近は核問題における他の市民団体も影響力を強めてきており、相対的な存在感が低下してきたことも事実だろう。特に、パンデミックの影響で2020年以降、世界大会が開催されておらず、対面の会合を重視するパグウォッシュ会議の活動は、どうしても縮小せざるを得ない状況となっていた。

2023年10月、パンデミック後初めての対面の評議会がトリエステ（イタリア）で開催され、パグウォッシュ会議の活動が再び活発となった。2024年には、新しい会長にフセイン・アル・シャハリスタニ博士（Hussein Al-Shahristani）（イラク）が選出され、2025年1月には、カレン・ホールバーク博士（Karen Hallberg）（アルゼンチン）新事務総長、ゲッツ・ノイネック博士（Götz Neuneck）（ドイツ）評議会議長が新たに就任し、筆者も役員の一員として執行委員長に就任した。これでパグウォッシュ会議の新体制が整ったことになる。

5 広島大会の開催とその意義

2018年に第62回の世界大会をアスタナ（カザフスタン）で開催して以来、7年ぶりの世界大会が2025年11月に広島で開催された。日本パグウォッシュ会議がホストとなる世界大会は、これまでも、3回開催されてきた。1995年に広島、2005年広島、2015年に長崎と、10年おきに開催されてきたのである。広島では20年ぶりということで、参加者からの期待も高かった。

メインテーマは「原爆投下から80年：今こそ平和、対話と核軍縮を」に決まった。広島県、広島市、呉市といった地元の自治体から多くのご支援をいただいた。また、創価学会、広島国際文化財団、東芝国際交流財団、世界宗教者平和会議日本委員会、笹川平和財団、フリードリヒ・エーベルト財団（ドイツ）など、多くの団体・個人からも助成金・ご寄付をいただいた¹⁷。会議は広島国際会議場にて、11月1日（土）～5日（水）の5日間

¹⁷ ご支援いただいた団体のリストは、日本パグウォッシュ会議ウェブサイトに掲載。
<https://www.riise.hiroshima-u.ac.jp/pugwash/conf2025/>

に渡り開催され、41カ国・地域から約180名の参加があった（一般参加者を含めた総参加者は約300名）。会議は、多くのセッションが公開され、一部地域の安全保障問題を議論するセッションが非公開となった。また参加者が実質的な議論を行う「ワーキング・グループ」が6つ（核軍縮と軍備管理の将来、原子力と核不拡散、アジア太平洋と核兵器、中東の対立と大量破壊兵器、欧州の安全保障、革新技術と国際紛争に取っての意味）設置され、全て非公開で意見交換が行われた。また、本大会の直前の10月30～31日の2日間に渡り、国際ヤング・パグウォッシュ会議（International Student/Young Pugwash: ISYP）も開催され、22カ国から33人の若者が参加した。

会議開催にあたり、ホールバーグ事務総長は、中国新聞の取材に答えて、その開催意義を次のように語っていた。

「今こそパグウォッシュ会議の原点であり、核戦争による人類滅亡の脅威に警鐘を鳴らした『ラッセル・アインシュタイン宣言』（1955年）に立ち返りたい。対話による平和構築の促進を、世界大会で打ち出す（広島）宣言の根底にすべきだ。」¹⁸

会議を通しての最も大きな共通認識は、被爆地ヒロシマでの開催を通じて、改めて核兵器のもたらす非人道的影響を確認することであった。会議初日に、原爆資料館を訪問し、被爆者の小倉桂子さんの証言を聞き、その実感を全員が共有したことは大きな意義があった。その後のセッションでの主な成果は以下の通りである¹⁹。

- 核軍縮・軍備管理：核軍拡が進み、核使用リスクが高まっている現状をどう変えていくか。核保有国間の核軍備管理の可能性について、米・露・中の参加者が、核リスク削減のための対話促進について議論を交わした。また、国際核不拡散体制の今後について、主に非核保有国や核の傘国の参加者が実践的な施策について議論。ノーベル平和賞受賞の4団体（パグウォッシュ会議、国際核兵器廃絶キャンペーン（ICAN）、国際核戦争防止医師会議（IPPNW）、日本被団協）が、核軍縮と核兵器廃絶への道についてそれぞれの戦略を述べるセッションもあった。特に日本被団協の田中照巳代表は核兵器廃絶の必要性を、力強い発言で訴えて、会議に大きなインパクトを与えた。
- 地域紛争と核兵器：ここでは、中東、欧州、北東アジアといった各地域における対立の構造と核兵器リスクについて議論（非公開）が行われた。特にパレスチナの元外務大臣であるナセル・アル・キドワ（Nasser Al Kidwa）氏、イスラエルの元首相のエフド・オルメルト（Ehud Olmert）氏が、二人で同じテーブルに登壇し、イスラエル・ガザ紛争の解決に向けて議論をしたセッションは、「対立を超えた対話」が実現した場でもあり、注目を浴びた。

¹⁸ 小林可奈、「核兵器廃絶が唯一の解決策 パグウォッシュ会議・ホールバーグ事務総長いたビュー」、2025年6月27日。<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/667691>

¹⁹ Pugwash Conferences on Science and World Affairs, “63rd Pugwash Conference: Hiroshima 1-5 November 2025” (conference report). December 2025. <https://pugwash.org/wp-content/uploads/2025/12/63-pic-report-1.pdf>

- 先端技術と社会：AIをはじめとする先端技術が、安全保障をはじめ、人間社会に大きな影響をもたらしていることについて、科学者の社会的責任、社会への影響、核リスクへの影響などについて、科学者や人文社会学者が意見交換をおこなった。

これらの議論を踏まえた上で、パグウォッシュ会議評議会は、「広島宣言」と「評議会声明」を発表して会議を終了した。

6 「広島宣言」：被爆地からのメッセージ

パグウォッシュ会議では、時宜に応じて「見解」(Statement)を出すことがあり、世界大会でも通常は「評議会見解」(Council Statement)を発表する。それに加え、重要な課題や大会で、特別の「宣言」(Declaration)を発出する。過去、日本で開催された世界大会では、1995年広島、2005年広島、2015年長崎で、それぞれ「広島宣言」「長崎宣言」が発表されている。

それぞれの時代を反映して、当然ながら焦点が異なっていることもあるが、共通している点もある。以下、簡単に過去の宣言のポイントをまとめた。

- 1995年広島宣言：「冷戦終了とその後の核弾頭数の大幅な削減は、世界が核兵器廃絶という究極の目標に取り組む、かつてない機会を与えてくれた。我々はラッセル・アインシュタイン宣言で述べられた目標である核兵器と戦争の根絶にあらためて全力で取り組むことを宣言する」²⁰
- 2005年広島宣言：「核兵器は違法であり、非道徳的であると宣言されるべきだ。核兵器が禁止され、廃絶されるまで、核兵器のもつ危険な価値を減少させる行動が必要だ…テロリストによる核兵器使用の脅威に対するために、余剰な核分裂性物質の管理と処分が必要だ。核兵器による壊滅的被害を避けるにはラッセル・アインシュタイン宣言の精神にのっとり行動することが必須だ。」²¹
- 2015年長崎宣言：「『長崎を最後の被爆地に』…核兵器による脅威は増大している。核軍縮は停止している。…すべての核保有国は近代化計画を廃止すべきだ。現在の核軍縮・不拡散の国際会議（核不拡散条約、国連軍縮会議）は重要だが限界も明らかになっている…2011年の福島原発事故は原子力安全性とそのリスクを閉じ込めることの重要性を思い出させた…『対立を超えた対話』がパグウォッシュ会議の理念である。ここでもう一度『ラッセル・アインシュタイン宣言』の本質を確認することが重要であり、核兵器そして究極的には戦争をなくさなければいけない」²²

²⁰ “The Hiroshima Declaration: 23 July 1995”, from Joseph Rotblat and Michiji Konuma edited, “Towards a Nuclear Weapon Free World: Proceedings of the Forty-Fifth Pugwash Conference on Science and World Affairs”, World Scientific, 1997. 833p. p.29.

²¹ “Hiroshima Declaration of the Pugwash Council”, July 27, 2005. https://pugwash.org/wp-content/uploads/2005/07/20050727_hiroshima_declaration_council_statement.pdf

²² “Nagasaki Declaration of the Pugwash Council”, November 5, 2015. https://pugwash.org/wp-content/uploads/2005/07/20050727_hiroshima_declaration_council_statement.pdf

このように、冷戦終了直後の 1995 年広島宣言は、核軍縮が進みそうな状況を反映しているし、核テロリズムの脅威が増していた 2005 年広島宣言は、核物質の管理や処分を強調している。2015 年の長崎宣言は、福島原発事故が言及されており、核軍縮が停滞している状況を反映していた。今回の 2025 年広島宣言²³は、核の脅威が最も高くなっているとの共通認識があったことで、どのような宣言になっていたのだろうか。課題ごとに注目点をあげる。

- 国際法・秩序崩壊と核兵器使用リスクへの危機感

まず、核兵器が再び使われるリスクへの危機感が顕著に表れているが、その背景には、国際法を軽視した軍事行動（民生用核施設への軍事行動や科学者の殺害なども記述されている）、外交の役割が軍事力によって弱まっている事実があることを指摘している。国連憲章や国際法という、戦後の平和を支えてきた国際秩序崩壊への危機感は、これまでの広島、長崎宣言にはない切迫した危機感である。その結果、「核のタブー」が脅かされている、という表現につながっている。

- 「対立を超えた対話」の強調

2022 年のロシアによるウクライナ侵攻以降、米ロの対立が顕著となり、米ロ間の核軍縮・軍備管理条約がすべて失効する（宣言当時は新 START の失効が目前）という危機的状況が大きい。さらに、イスラエル・ガザ紛争、やイスラエル・米によるイランの核施設攻撃など、「対話なき軍事対立」が継続していることも背景にある。核兵器使用のリスク削減のためにも、「対立を超えた対話」の必要性がこれほど強く認識された宣言はない。

- 核抑止依存のリスク

核軍拡が続き、安全保障環境が厳しい状況では、どうしても核抑止力の強化につながってしまう。しかし、長期的にはかえってリスクを高めてしまい、永続的な平和にはつながらない。その点を宣言では次のようにのべている。

「壊滅の脅威をもたらす核抑止政策では本当の平和は築けず、真の安全保障を提供しない。核兵器への依存を排除することは、道義的義務であると同時に戦略としても必要である。」

そして、核抑止依存度を低減させるための具体的政策として、「先制不使用」の採用と、非核保有国に対して「消極的安全保証」を供与することを提言として組み込んでいる。また、「協力と共通の安全保障の枠組み」の強化、「非核兵器地帯のような取り組み」も、核抑止からの脱却を目指す具体的政策として提示している。

- 先端技術と科学者の責任

人工知能（AI）、量子技術、サイバーといった革新技術がもたらす「不安定なリスク」について、科学者と専門家は「科学的根拠、倫理的判断に基づいて指導者を導く

²³ “Hiroshima Declaration 2025”, issued by the Pugwash Council, November 5, 2025.
https://pugwash.org/wp-content/uploads/2025/11/hiroshima-declaration_pugwash-council_5nov-3.pdf

特別な責任」を有していると強調している。2015 年にも、原発事故を踏まえて、似たような「科学者の責任」を強調していたが、今回は特に先端技術と核兵器リスクに関するセッションも設けて、重要な課題として取り組む姿勢を強調した。

- 市民社会の役割

2024 年の日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことで、核廃絶をめざす市民団体として、パグウォッシュ会議、核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)、国際核戦争防止医師会議 (IPPNW)、と日本被団協の 4 団体の取り組みが明記され、市民社会の役割が強調されている。

- 日本国憲法 9 条とラッセル・アインシュタイン宣言

最後に、戦争と武力行使を放棄する「日本国憲法 9 条」に言及し、これが「ラッセル・アインシュタイン宣言」が訴えた「戦争そのものの廃絶」につながると、明記された。この二つを並べて、武力に頼らない安全保障のあり方を次のように述べている。

「両者は良心の不滅の灯台として、真の安全保障は武器や武力の行使ではなく、多国間主義、法の尊重、対話と正義、そして私たちが共有する人間性にこそあると確信させる。」

最後は、やはり「ラッセル・アインシュタイン宣言」の一文でまとめているのは、これまでの宣言と同様である。宣言の冒頭に「人類は将来を左右する重大な分岐点に立っている」と記されているのは、宣言が出された 1955 年当時の危機認識につながるものである。まさに人類は、楽園を選ぶのか、死滅を選ぶのか、の選択を迫られている、というメッセージが、今回の広島宣言の最も大きな主張であろう。

7. 核軍拡に抗う：リスク低減から核と戦争のない世界へ

最後に、パグウォッシュ会議として、核リスク低減と将来の核抑止からの脱却をめざす具体的提言を、会議後に出された「評議会声明」(Statement of the Pugwash Council)²⁴ と「核軍縮と将来の軍備管理に関するワーキンググループ」(WG1 on Nuclear Disarmament and the Future of Arms Control) の報告²⁵から紹介したい。

- 世界的な核の脅威への対応

NPT 再検討会議に向けて、全ての核保有国は NPT に参加していない国も含めて、過去のコミットメントを果たすべく、核兵器のない世界の実現に向けて、核軍備管理から核軍縮に向けての交渉を即座に始めるべきだ。特に、核保有国の責任は重い。核リス

²⁴ Statement of the Pugwash Council, issued following the 63rd Pugwash Conference, Hiroshima, 1-5 November 2025. <https://pugwash.org/2025/12/02/pugwash-council-statement-following-hiroshima-conference/>

²⁵ Report of the Working Group 1 on Nuclear Disarmament and the Future of Arms Control, at the Pugwash Conference on Science and World Affairs in Hiroshima, 5 November 2025. https://pugwash.org/wp-content/uploads/2025/11/wg1-report_pci63.pdf

ク削減と核軍備管理に向けての具体的提言は以下の通り。

- ① 核弾頭数の制限や削減だけではなく、核ドクトリンや新たなミサイル開発、近代化計画、宇宙への軍拡など、幅広く核兵器システム全体の軍備管理をめざすべきだ。ミサイル防衛も戦略的安定対話に組み込むべきだ。
- ② N5（NPTで認められている核兵器国）はリスク削減に向けて、それぞれの核ドクトリンや核抑止政策について、定期的にかつ実質的な交渉の場をもつべきだ。例えば、「警報即発射（launch on warning）」から「被攻撃後発射（launch on attack）」にするなど、核使用リスクの削減につながる政策を採用すべきだ。
- ③ 全ての核保有国は、「先制核不使用（No First Use）」へのコミットメントを検討すべきだ。これまで核軍備管理交渉に参加していない中国に参加を促すよい機会となる。「先制不使用」については、定義、検証のあり方など、具体的内容について議論を始めるべきだ。
- ④ 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を進めるべく、各国の努力が促進されるべきであり、核実験の再開を認めてはならない。
- ⑤ 核軍縮における「科学的知見」の重要性を再認識し、科学者コミュニティは国連に設置された「核戦争の影響に関する独立科学パネル」への支援を提供すべきだ。
- ⑥ 最終的には全ての国が核兵器禁止条約（TPNW）に参加し、核兵器の廃絶をめざす努力をすすめるべきだ。

• 破壊的技術の急速な進歩への対応

核兵器システムと核抑止は、高度な情報システムによって支えられている。最新の「破壊的技術（disruptive technologies）」の急速な進歩は、意図せざる紛争や意思決定につながりかねず、核使用のリスクを高めることにつながる可能性がある。具体的提言は下記の通り。

- ① 人工知能（AI）と量子技術が核兵器システムに与える影響については、共通の理解を深めることが必要だ。政府高官と産業界の科学者コミュニティ、規制官庁等とともに、AIの応用に関する基準作りが必要だ。
- ② AIの合成生物学への応用も、化学生物兵器条約（CBW）に深刻な影響を与えうるので、その評価も必要だ。
- ③ 宇宙空間の産業化は、軍備管理を複雑化させる可能性がある。米国が提案している「ゴールデン・ドーム」プロジェクトの評価、ミサイル防衛システムの宇宙への配備については、早急に議論を始める必要がある。

• 地域紛争と対立への対応

地域紛争の拡大が、核兵器や他の大量破壊兵器の取得への動機を増加させる可能性がある。各地域において、地域紛争解決、緊張緩和にむけて、対話と信頼醸成を進めることが必要だ。

- ① 欧州では、ロシアによるウクライナ侵攻に加え、核兵器や通常兵器に関わる軍備管理条約（INF 条約、欧州通常戦力条約、オープンスカイ条約）が全て実質的効力を失ったため、安全保障環境が急速に悪化している。ウクライナにおける停戦がたとえ合意に達したとしても、地域の安全保障環境を改善すべく、信頼できる長期的戦略が示さなければならない。
- ② 中東では、前例のない悲劇的な軍事行動が続いている。パグウォッシュ会議はガザにおける即時停戦、人道的支援への加速、国連の下での平和維持活動を支持する。何よりも、国際法の遵守に基づき、二国家解決案に基づく永久的平和構築を目指すべきだ。イランの核問題については、イランの核疑惑を解消できる国際的合意を達成することは依然可能だ。イランの NPT 脱退を防止することが重要であり、イランの平和利用権限を認めると同時に、イランは IAEA との保障措置協定を完全に遵守することが必要だ。また、核施設への軍事攻撃と科学者の殺害は国際法違反につながる行為であり、許されてはいけない。地域の信頼醸成を高め、非大量破壊兵器地域設置のために地域協力を促進すべきだ。
- ③ 東アジアでは、米中の対立、北朝鮮の核軍拡など、緊張が増しており、安全保障政策の選択肢が狭まっている。相互の信頼醸成のための対話を復活させ、軍事政策の透明性を高めて、潜在的な危機を回避することが必要だ。北朝鮮も含めて、関係各国の対話が必要だ。
- ④ 南アジアでは、2025 年 5 月の軍事対立が核戦争へのエスカレーションにつながるリスクを実感させた。対立関係にあっても、相互の意思疎通チャネルと危機管理体制を確保することを支持する。

• 戦争のない世界に向けて

最後に、パグウォッシュ会議は「ラッセル・アインシュタイン宣言」の精神に基づき、軍事的手段ではなく、「対立を超えた対話」を通じて、紛争解決、緊張緩和、信頼醸成を構築していくことを改めて提唱する。国際法の遵守、多国間・二国間合意や条約の尊重は、国際的秩序と平和を守るために不可欠である。科学的知見や証拠に基づく政策立案と、政策担当者や一般市民への情報提供に貢献すべく、パグウォッシュ会議は対話を続けていく。戦争のない世界をめざして。

おわりに：憲法 9 条と日本の役割

パグウォッシュ会議広島大会は無事終了したが、世界の安全保障情勢は、さらに悪化を続けている。2026 年 1 月早々、米国はベネズエラに軍事侵攻を行い、2 月には米ロの新 START 条約が失効した。日本では、総選挙の結果、自民党が大勝し、軍事費の増大や非核三原則の見直しなどが、政策課題として取り上げられる可能性が高い。高市首相の「国論を二分する政策」が一体なのを指すのかは、まだわからないが、自民党と日本維新の会

の合意文書には、「憲法改正、安全保障改革」の下、具体的には「憲法 9 条改正」「緊急事態条項」の導入、などが明記されている²⁶。

今回、パグウォッシュ会議の「広島宣言」では、「日本国憲法 9 条」の重要性が明記された。パグウォッシュ会議と被爆国日本との関係は、その設立経緯からも実に深いものがある。パグウォッシュ会議の設立に携わり、その後も核廃絶運動に一生を捧げてきたジョセフ・ロートブラット博士から、「日本国憲法 9 条を守り、世界に広めなさい」とのメッセージを個人的にいただいたことは、筆者にとって重い使命となっている。今、世界で紛争が継続し、核の脅威が増している中、核兵器廃絶をめざす日本とその憲法 9 条の役割は改めて再認識される必要がある。そもそも、憲法 9 条は、広島・長崎への原爆投下がきっかけとなっているのである。憲法制定議会における、幣原喜重郎首相の次の発言を引用して、本論のまとめとしたい。

「破壊的武器の発明、発見がこの勢いを持って進むならば、次回の世界大戦は一挙にして人類を木っ端みじんに粉砕する」、「文明と戦争とは結局両立し得ない。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになる」（1946 年 8 月 27 日）²⁷（下線筆者）

²⁶ 自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書、令和 7 年（2025 年）10 月 20 日。

<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211626.pdf>

²⁷ 京都南法律事務所、「核兵器禁止条約と憲法 9 条」、https://www.minami-ko.jp/kenpou/kenpou_9.html

(研究論文)

核軍縮国際法—80年の発展と衰退

大阪大学名誉教授
黒澤 満

まえがき

本稿の目的は80年にわたる核軍縮に関する国際法の発展を歴史的に詳細に検討し、核軍縮国際法の内容およびその意義を明確にし、国際の平和と安全保障に多大の貢献を行っていることを強調するとともに、核軍縮国際法が部分的に衰退している現状をも検討するものである。

1945年8月の広島および長崎への原爆投下により核兵器の時代が開始され、核兵器保有国の数も徐々に増加していったが、他方、核兵器に関する国家の行動を国際法により規制するという核軍縮の動きも積極的に進められている。条約の主体は核兵器国が中心であるが、多くの条約には非核兵器国も積極的に参加し、核軍縮国際法は事項的内容に関しても、参加国に関しても広大なものとなっている。

核軍縮の問題はさまざまな観点から検討され、分析されているが、本稿は核軍縮の問題を国際法の観点から分析するものであり、それはすべての軍縮関連条約の分析を中心とし、核軍縮関連の諸条約の形成過程から交渉過程、さらに実施されている過程、さらに消滅している過程をも含めて、全体的に検討するものである。

1 核兵器の出現と初期の交渉(1940-1950年代)

1) 最初の核実験

第2次世界大戦中、ナチス・ドイツなど一部枢軸国の原子爆弾開発に対応するため、米国と英国を中心にマンハッタン計画が実施され、1945年7月16日に米国ニュー・メキシコ州トリニティ実験場で、爆縮型プルトニウム原子爆弾の実験が成功裏に行われた。その後、8月6日に広島に、8月9日に長崎に原爆が米国により投下され、核兵器の開発競争が開始されることとなった。

2) 国連の成立とその任務

戦後の国際平和および安全保障のための組織化の動きとして、1943年10月のモスクワ会議において「一般安全保障に関する4国宣言」が採択され、国際連合設置の準備が開始され、1944年8月から10月にかけてのダンバートン・オークス会議で国連憲章の起草が進められた。国連憲章は、1945年6月26日にサンフランシスコで署名され、その後に最初の核実験が行われているので、核兵器には全く言及していない。

国連憲章は軍縮よりも集団的安全保障を優先させ、その手段の第1に集団的措置をとる

ことを挙げ、第7章で詳細な規定を置いている。軍縮に関しては、総会が軍備縮小および軍備規制を律する原則を審議し勧告できると規定し、安全保障理事会が軍備規制の方式を確立するための計画を作成する責任を規定しているだけである¹。

3) 原子力委員会などでの交渉

国連総会は1946年1月に決議1(I)として原子力委員会の設置を決定し、核兵器問題の積極的な議論を開始した。米国は原子力の国際管理に関するバルーク案を提出し、ソ連は原子兵器の禁止に関するグロムイコ案を提出した。当時核兵器を保有していたのは米国のみであり、米国は国際管理を主張し、ロシアは核兵器の廃棄を主張したので、それらは全面的に対立する主張であり、進展はまったく不可能であった。

ソ連が1949年に核兵器を保有し、国連総会決議502(VI)で軍縮委員会が設置され、さらに国連とは直接の関係をもたない米ソ主導の東西同数の原則に基づく10カ国軍縮委員会、さらにその後非同盟8カ国を加えた18カ国軍縮委員会が設置されたが、核軍縮の進展は見られなかった。

4) この時期の核軍縮交渉

この時期は核兵器の出現に直面し、国連総会決議1(I)で原子力委員会を設置し議論を開始し、さらに18カ国軍縮委員会で交渉を続したが、西側は管理措置を優先させ、ソ連は軍縮措置を優先させるという基本的な対立が存在したため、交渉は成果を生み出すことはできなかった。

2 国家領域外の核軍縮条約（1960年代）

1950年代末ごろから、国家単位とか国家の領域ではなく、国家の領域外における国際協力の動きが開始され、1959年には南極条約が、1967年には宇宙条約が、さらに1971年には海底核兵器禁止条約が署名され、それらに関して核兵器を規制する国際法が生み出された。

1) 南極条約

1957年の国際地球観測年で南極における国際協力が進められ、米国、英国、フランス、日本などの12カ国が、南極の平和的目的利用のため、1959年12月1日に南極条約に署名し、条約は1961年6月23日に発効した。この条約の主要な目的は、南極地域がもっぱら平和的目的のため恒久的に利用されること、および南極地域における科学的調査について国際協力を継続し発展させることである。

平和利用に関する第1条第1項は、「南極地域は平和目的のみに利用する。軍事基地および防御施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に禁止する」と規定し、完全な非軍事化が規定されている²。第5条第1項は、

¹ Leland M. Goodrich, Edward Hambro and Ann Patricia Simons, *Charter of the United Nations*, 3rd ed., 1969, pp.211-212.

² Eric Stein, "Legal Restraints in Modern Arms Control Agreements," *American Journal of International Law*, Vol.66, 1972, p.259.

「南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は禁止する」と核兵器関連の禁止を規定しており、平和目的の核爆発をも禁止している。

2) 宇宙条約

1957年にソ連がスプートニクを打ち上げて以来、宇宙の平和利用が問題となってきた。1963年に国連総会は、米ソの宇宙空間の平和利用に関する意図の表明を歓迎し、すべての国に対しそのことを要請する決議 1884(XVIII)を採択した³。その後条約交渉は宇宙空間平和利用委員会で審議され、そこで作成された条約案を国連総会は全会一致で決議 2222(XXI)において採択した。この条約は1967年1月27日に署名のため開放され、同年10月10日に発効した。

第4条の前半は宇宙空間および月その他の天体の全体に関わるものであり、「核兵器及びその他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配備しないことを約束する」と規定している。第4条の後半は、月その他に関して「月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国により利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する」と規定されている。

3) 海底核兵器禁止条約

海底平和利用の問題は1967年のマルタ提案に端を発し、国連総会は海底平和利用委員会を設置したが、最も重要な問題として海底の非軍事化ないし非核化の問題が、18カ国軍縮委員会(ENDC)で取り上げられた。1969年3月のソ連提案は、沿岸から12カイリを超える海底の軍事利用を禁止するものであった。米国提案は1969年5月に、3カイリを超える海底に固定された核兵器その他の大量破壊兵器およびそれらの固定発射基の設置を禁止するものであった。条約は1971年2月11日に署名され、1972年5月18日に発効した。

条約は、「締約国は、核兵器及び他の大量破壊兵器並びにそれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を12カイリの限界の外側の海底に据え付けず又は置かないことを約束する」と規定している⁴。

4) 国家領域外の諸条約の意義

これらの3つの条約は、1950年代の終わりから1970年代の初めにかけて、核兵器に関連する新たな技術および環境の発生に対して、領域外の環境における放置すれば取り返しのつかない重要な国際安全保障および国際平和の課題に対して予防的に対応し、事態の悪化が発生する前に、条約の作成によりそれらの環境の最悪事態を回避できた点で、極めて重要なものである。

³ Manfred Lacks, "Some Reflections on Substance and Form in International Law," *Transnational Law in a Changing Society: Essay in Honor of Philip C. Jessup*, 1993, pp.106-107

⁴ *SIPRI Yearbook of Armaments and Disarmament*, 1969/70, pp.165-166.

3 核不拡散条約（1960年代）

1) 核不拡散問題の出現

1950年代後半に核不拡散の問題が重要課題となった背景としては、核兵器国の核兵器が增強されたこと、西ドイツに核兵器が配備され始めたことがあり、また原子力の平和利用の発展に伴う核兵器関連技術や情報の拡散が危惧されたことがある。さらに放置しておくことかなりの国家が新たに核兵器を開発する能力を取得することの可能性も広く議論された。

当初の提案は、非核兵器国によるもので、1957年の東西ドイツ、ポーランド、チェコスロバキアを非核兵器地帯とするポーランド提案、1958年の核兵器国のメンバーを現状に制限するアイルランド提案、1961年の核兵器非保有国は核兵器を製造および取得しないというスウェーデン案が議論され、最終的にはアイルランド提案が1961年に国連総会において全会一致で採択され、核不拡散条約の基本的内容となった。

2) 部分的核実験禁止条約

この時期に重要な問題となったもう1つの課題は、1950年代前半に米国とソ連が多くの大気圏内水爆実験を実施したため、放射性降下物の悪影響が発生したことである。米国、英国、ソ連の3国は1958年から交渉を開始した。禁止を包括的にするか部分的にするかが議論されたが、3国は「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」に1963年8月5日に署名し、条約は同年10月10日に発効した。地下における実験は、放射性残渣が爆発国の領域外にもれる場合のみ禁止している。

この条約は核軍縮に関する最初の条約であり、大気圏内における核実験を禁止することにより放射性降下物による被害を取り去ったことは、環境問題の解決としては重要な進展であるが、その後米英ソは地下核実験を継続したし、フランスと中国は条約に加入せず大気圏内核実験を継続したため、核兵器の不拡散には一定の役割を果たすとしても、核軍備競争の停止や核兵器の削減などには全く影響を与えるものではなかった。

3) 核不拡散条約の交渉と条約の基本的内容

実際の交渉は米ソ両国のイニシアティブを待たなければならず、両国は1965年にそれぞれの条約案を提出した。NATOの多角的核戦力(MLF)の問題が解決された後、1967年8月に両国は同一条約案を提出し、そこで条約の第1条と第2条は確定された。

条約の基本的要素として重要なのは核兵器国と非核兵器国の分離とその定義であり、第9条3項は、「核兵器国とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」と規定した。これは条約署名時の1年半も前であり、駆け込みの核実験を防止する意図が窺われる。条約の基本的義務は核兵器その他の核爆発装置およびその管理を、核兵器国は移譲せず援助しないこと、非核兵器国は受領せず、製造せず、援助を受けないことである。

4) 核軍縮交渉の義務

条約第6条は、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、・・・誠実に交渉を行うことを約束する」と規定し、核軍備競争の早期の停

止及び核軍縮措置の誠実な交渉義務を定めている。条約交渉において、「核兵器国と非核兵器国との義務のバランスを確保する」という原則の実施が、関連の国連総会決議の中でも定められており、核兵器を製造・受領しないという非核兵器国の基本的義務に対応する核兵器国の義務として、この核軍縮の誠実な交渉という規定が合意されたのである。

この義務は具体的な核軍縮措置に合意する義務ではなく、核軍備競争の早期の停止及び核軍縮の交渉を誠実に行うという義務であるが、核軍縮が進展していないと判断する場合には、非核兵器国は誠実な交渉を行うことを、たとえば NPT 再検討会議などで主張する権利を有している。1968 年 7 月 1 日に条約が署名された日に、ジョンソン大統領は、「攻撃および防御戦略兵器の制限および削減に関して、米ソ両国が近い将来に交渉に入ることに合意した」と発表している。

この核軍縮の誠実な交渉の義務は、直接的で具体的な行動を規定する義務ではないが、核不拡散体制の存在意義の重要な側面を強化するものであり、核軍縮の進展に向けての有益な義務である⁵ので、非核兵器国はこの権利を有効に使用していくべきである。

5) 核軍縮関連条約の中心としての核不拡散条約

核不拡散条約は、現在の国際社会において、核軍縮に関する国際法の展開において基本的で中心的な地位を占めており、数多くある核軍縮関連条約の中でも、当事国の側面からも、核軍縮の実質的な議題に関しても最も包括的である。また条約は、前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようこの条約の運用を検討するため、5 年ごとに再検討会議を開催すると規定しており、さらにその 5 年の間にその準備委員会を 3 回開催している。会議は 4 週間、準備委員会は 2 週間開催され、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の 3 議題が広く審議されている。

4 非核兵器地帯条約（1960-2000 年代）

非核兵器地帯とはある地域の複数国家の合意により、その地域に核兵器が全く存在しない状況を創設するものであり、「核兵器の完全な不存在の状況」を条約で約束するものである。地域の状況に応じて 1960 年代から、80 年代、90 年代、2000 年代にわたり条約が合意されている。非核兵器地帯構成国に対しては、核兵器国は核兵器を使用しないという「消極的安全保証」を約束している。

1) ラテンアメリカ非核兵器地帯条約

1962 年 10 月のキューバ危機は、ソ連がキューバに核ミサイルを配備したことに対し、米国が軍事力を用いて対抗したものであり、これを契機に 1963 年 4 月にブラジル、ポリビア、チリ、エクアドル、メキシコの 5 カ国は非核化に関する共同宣言を発表し、その後非核兵器地帯条約が 1967 年 2 月 14 日に署名され、1968 年 4 月 22 日に発効した。条約は核兵器の実験、使用、生産などと共に、受領、配備を禁止し、「ラテンアメリカ核兵器禁止機構

⁵ Edwin Brawn Firmage, "The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons," *American Journal of International Law*, Vol.63, No.4, October 1969, p.732.

(OPANAL)」を設置した。地域の 33 カ国すべてが参加している。地帯国家への核兵器の使用を禁止する消極的安全保証に関する議定書には 5 核兵器国のすべてが批准している。

2) 南太平洋非核地帯条約

1966 年以降のフランスによる南太平洋における核実験を契機として、1973 年にはオーストラリアとニュージーランドがフランス核実験の違法性について国際司法裁判所に提訴した。1975 年南太平洋フォーラム(SPF)は南太平洋に非核地帯を設立するという目的を明確化し、1983 年に交渉を開始し、条約は 1985 年 8 月 6 日に署名され、1986 年 12 月 11 日に発効した。条約は平和的核爆発をも禁止しているため、「非核地帯」となっている。議定書は核兵器国による核兵器使用の禁止および地帯内での核爆発の禁止を定めるものである。5 核兵器国のうち米国のみがまだ批准していない。

3) 東南アジア非核兵器地帯条約

冷戦の終結に伴い東南アジアからの米ソの軍事的撤退が見られ、カンボジア内戦も 1991 年に終結した。東南アジア諸国連合(ASEAN)は、すでに 1991 年に東南アジア平和自由中立地帯構想を宣言していたが、冷戦後も中国とフランスが核実験を継続しており、東南アジア諸国と領土問題を抱えている中国が核戦力を増強させていた。1992 年から交渉が開始され、条約は 1995 年 12 月 15 日に署名され、1997 年 3 月 27 日に発効した。域内の 10 カ国はすべて締約国となっているが、核兵器国に消極的安全保証の義務を課す議定書にはいずれの国も署名していない。その理由の 1 つは、条約が非核兵器地帯の定義として、国家領域のみならず大陸棚と排他的経済水域を含んでいること、および核兵器使用禁止義務に関して、さらに使用の威嚇の禁止を含んでいるからである。

4) アフリカ非核兵器地帯条約

この問題は 1960 年のフランスのサハラ砂漠における最初の核実験の実施から始まっており、アフリカ統一機構(OAU)は 1964 年にアフリカ非核化宣言を採択している。冷戦終結に伴い、ソ連軍およびキューバ軍が撤退したことなどを契機として、南アフリカは 1991 年に核不拡散条約(NPT)に加入し、1993 年にデ・クラーク首相が所有する核兵器をすべて廃棄したと声明した。このような状況で条約交渉が可能となり。条約は 1996 年 4 月 11 日に署名され、2009 年 4 月 11 日に発効した。条約締約国に対する核兵器の使用および威嚇を禁止する議定書および核実験を禁止する議定書には中国、フランス、英国、ロシアは批准しているが、米国は署名のみで批准していない。

5) 中央アジア非核兵器地帯条約

カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの 5 カ国はソ連より独立し、ロシアと中国という 2 つの核兵器国の間に存在しており、カザフスタンには冷戦中にロシアの核兵器が配備され、数多くの核実験が行われたことが条約推進の背景にある。交渉は 1997 年から開始され、関係国の支持を要請するアルマティ宣言を採択した。条約は 2006 年 9 月 8 日に署名され、2009 年 3 月 21 日に発効した。核兵器の使用および使用の威嚇を禁止し、条約違反に貢献しないことを規定する議定書にはすべての

核兵器国が署名しているが、米国のみが批准していない。

6) 非核兵器地帯条約の意義

1960年代から2000年代にわたって合意されてきた上述の非核兵器地帯条約設置のための諸条約は、核兵器を保有しない非核兵器国のイニシアティブによるものであり、核軍縮国際法の発展に対する非核兵器国の重要な貢献であると高く評価することができる。それぞれの地域に特有の背景を持ちながらも、基本的には核兵器を配備させない⁶し、使用させない⁷という基本的規則の定立である。これら5つの条約の締約国は110を超えており、南半球の国家はすべて含まれている。今後の方向としては、北半球の非核兵器国が地域的な連帯を深め、新たな非核兵器地帯の設置に進み、核兵器の存在しない地域が拡大していくことが期待される。また非核兵器地帯条約には、条約締約国に対して核兵器を使用しないという核兵器国による消極的安全保証が存在している。

5 戦略兵器制限条約（1970年代）

1969年に開始された戦略兵器制限交渉の背景としては、米国とソ連の戦略的および軍事的側面においておおよそのパリティが成立したことがあり⁸、また核不拡散条約において核軍縮への誠実な交渉を行うことを約束したことがある。核不拡散条約署名の日に、両国が攻撃および防御兵器の制限および削減に関する交渉を開始することが発表された。米ソは1972年5月26日に「ABM（対弾道ミサイル）制限条約」および「戦略攻撃兵器制限暫定協定」に署名し、両者とも1972年10月3日に発効した。

1) ABM（対弾道ミサイル）制限条約

攻撃兵器ではなく、防御兵器が優先的に交渉された背景には、防御兵器を制限することにより相互確証破壊（MAD）理論に基づく相互抑止が有効に働くという考えが存在した。まず両国は、自国の領域全体にわたるABM体系を展開しないことを約束し、首都防衛用1カ所とICBM基地防衛用1カ所の2カ所のみを展開を認めた。そこでは100を超えないABM発射基および100を超えないABM迎撃ミサイルの配備が認められた。署名時にソ連は首都防衛のABMを、米国はICBM基地防衛のABMを配備していた。1974年7月3日の「ABM制限条約の議定書」により、両国は展開地域を1カ所に制限することに合意したため、条約締結時に保有したものの現状凍結という規制になった。さらに条約は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上配備基地のABM体系の開発、実験、配備を禁止して

⁶ David R. Robinson, "The Treaty of Tlatelolco and the United States: A Latin America Nuclear Free Zone," *American Journal of International Law*, Vol.64, 1970, p.286.

⁷ P. K. Jha, "Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America – 1967: A Critical Appraisal," *Indian Journal of International Law*, Vol.8, No.1, 1968, p.71.

⁸ J. I. Coffy, "Strategic Superiority, Deterrence and Arms Control," *Orbis*, Vol.13, No.4, Winter 1970, p.1000.

いる^{9,10}。

2) 戦略攻撃兵器制限暫定協定

ICBM（大陸間弾道ミサイル）については、追加的な固定式地上発射 ICBM の建設が禁止された。当時、米国は 1054 基、ソ連は 1618 基を配備していた。SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）も現状維持を規定しており、米国は 656 基、ソ連は 740 基の SLBM 発射基に制限されることとなった。新型弾道ミサイル潜水艦も現状のものに制限された。この協定は 5 年間の有効期間を規定し、その後交渉されることが予定されていたが、実際にはこの協定は 1977 年 10 月 3 日に失効した。

3) 戦略攻撃兵器制限条約

その後も交渉は継続され、1979 年 6 月 18 日に戦略攻撃兵器制限条約が署名された。それは戦略攻撃兵器の総数、すなわち ICBM 発射機、SLBM 発射機、重爆撃機と ASBM（空対地弾道ミサイル）の総数を条約発効日に 2400 に制限し、1981 年 1 月 1 日に 2250 に制限すること、さらに MIRV（個別誘導複数目標再突入体）などに関して多くの内訳規制を規定していた。しかし米国は、特にソ連が MIRV 核兵器を進め、元々強大なミサイルの命中精度を向上させたので、この条約が軍事のおよび戦略的観点からして米国の安全保障を危うくすると判断し、この条約を批准しなかったため、条約は発効していない。しかし条約内容の大部分は米ソ両国により遵守されていたが、米国は 1986 年 5 月にもはや遵守しないことを発表した。

4) 戦略兵器制限交渉の意義

この時期における核軍縮交渉の最大の成果は ABM 条約の発効である。攻撃と防御でどちらを優先的に交渉するかという議論であるが、常識では攻撃兵器は削減すべきで防御兵器は維持されるべきであると一般に考えられる。しかしここでは防御の制限がなければ攻撃の制限は困難であるという「相互確証破壊理論」に基づき、核軍備競争の停止を追求するものであった¹¹。戦略攻撃兵器に関しては詳細な内容を含む条約が署名されたが、米ソの保持する ICBM の具体的内容に関して見解の相違が明らかになった。

6 中距離核戦力条約（1980 年代）

1) 中距離核戦力問題の出現

1970 年代の末になって中距離核戦力（INF）問題が注目されるようになった理由としては、戦略兵器削減条約の進展により米ソ間で戦略核レベルでの実質的なパリティが成立し

⁹ George W. Rathjens, "The SALT Agreements: An Appraisal," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.28, November 1971, p.8.

¹⁰ Mason Willrich, "SALT I: An APPRAISAL," Mason Willrich and John B. Rhineland, (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p.264.

¹¹ Statement by ACDA Director Smith to the House Armed Service Committee: Strategic Arms Limitation Agreements, 25 July 1971, *Documents on Disarmament 1971*, p.521.

たこと、1970年代後半にソ連が新しい中距離核ミサイル SS20 を配備し始めたこと、米国がソ連との核軍縮交渉で NATO 諸国の利害を十分考慮しなかったことを指摘することができる。それに対応して NATO は 1979 年 12 月にソ連との交渉を開始すること、および NATO も中距離核戦力を配備することという「二重決定」を行い、1981 年から交渉が開始された。

2) 中距離核戦力条約交渉の展開

米ソ両国は交渉の開始に合意したにもかかわらず、交渉の対象となる兵器、交渉の対象となる国家、交渉の対象となる地理的範囲、交渉における規制の基準について見解の相違が存在し、1983 年に NATO による配備が開始されたため、交渉は中断された。1985 年に再開された交渉は、ロシアにゴルバチョフ書記長が出現したこともあり、1986 年のレイキャビク首脳会議を経て¹²、1987 年 12 月 8 日に条約は署名され、1988 年 6 月 1 日に発効した。

3) 中距離核戦力条約の義務

条約の規制の対象となるのは射程 500 キロから 5500 キロの中距離および短距離の地上配備のミサイルである。条約規定により 3 年間で廃棄されたミサイルの数は米国が 866、ソ連が 1752 であり、ミサイル発射機の数も米国が 283、ソ連が 845 である。NATO 内でこれらが配備されていた国は、西ドイツ、英国、イタリア、ベルギー、オランダである。

4) 中距離核戦力条約の意義

この条約は、冷戦の厳しい時代にあって、米ソ間の最大の対立事項であった課題に、レーガン大統領とゴルバチョフ書記長との間で真剣な交渉が行われ、グローバルな規模で地上配備の中距離ミサイルを全廃するという画期的な合意に到達したものである¹³。これを契機として、1989 年 12 月の米ソ首脳会談で「冷戦の終結」が宣言された。さらに 1991 年には、両国の戦略兵器を半減することを定める戦略兵器削減条約が署名された。このように、INF 条約の成立は冷戦の終結へと導き、新たな国際協力関係の強化の方向に世界を進める契機となった。

7 戦略兵器削減条約 (1990-2010 年代)

1) 戦略兵器削減条約 (START 条約)

交渉は 1982 年に開始されたが関係悪化のため進展せず、1985 年 11 月の首脳会談においてレーガン大統領とゴルバチョフ書記長は「核戦争に勝者は存在しないし、核戦争は決して戦われてはならない」という原則に合意し、戦略攻撃兵器の 50%削減に原則合意した¹⁴。1986 年 10 月のレイキャビク会談で、運搬手段を 1600 に、核弾頭を 6000 に削減することに合意したが、米国が宇宙空間に壮大なミサイル防衛を構築する戦略防衛構想(SDI)に固執

¹² Stephan F. Larrabee and Allen Lynch, "Gorbachev: The Road to Reykjavik," *International Journal*, Vol.40, No.1, Winter 1984-85, p.57.

¹³ Testimony by Maynard W. Glitman before the Senate Foreign Relations Committee, January 26, 1988.

¹⁴ William G. Hyland, "Reagan-Gorbachev III," *Foreign Affairs*, Vol.6, No.1, Fall 1987, p.11.

したため、合意に至らなかった。

1989年にブッシュ（父）大統領がSDIを放棄したため合意が可能となり、1991年7月31日にSTART条約が署名された。その後ソ連が崩壊したため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシと米国の間で「START条約議定書」が締結され、1994年12月5日に条約は発効した。

条約はまず戦略運搬手段のICBM、SLBM、重爆撃機を1600に削減すること、核弾頭数を6000に削減すること、その内訳としてICBMとSLBMの核弾頭の総数を4900にすることに合意した。さらに戦略核弾頭を3000-3500に削減するSTART II条約が1993年1月に署名されたが発効しなかった。

2) 戦略攻撃力削減条約 (SORT 条約)

米国のブッシュ（子）大統領は、ロシアはもはや敵でないと主張し、今後10年で核弾頭を1700-2200のレベルに削減すると伝え、1972年のABM条約からの離脱を宣言した。ロシアは異議を唱えたが、ブッシュ大統領は米国の一方的な決定を法的文書にすると主張し、両国は新たな条約に合意し、それは2002年5月24日に署名され、2003年6月1日に発効した¹⁵。条約の内容は、「各締約国は、戦略核弾頭を削減し制限するものとし、2002年12月31日までに各締約国の総数が1700-2200を超えないようにする」というものである。

条約作成自体の成立は評価できるとしても、内容は米国の一方的決定であり、検証規定もない条約であり、戦略的安定性の維持にも十分ではなかった¹⁶。これはブッシュ大統領の米国単独主義の主張を実践するものであった。

3) 新戦略兵器削減条約 (新 START 条約)

2009年1月に発足した米国のオバマ政権は、核軍縮に極めて積極的な態度を示し、同年4月1日のメドベージェフ大統領との首脳会談で、戦略核兵器の削減交渉の開始に合意した。同年7月の首脳会談で、条約発効後7年間で、運搬手段は500-1100、核弾頭は1500-1675の範囲に削減することに合意した。両国の対立点としてミサイル防衛の取り扱い、弾頭数の増加の可能性などがあったが、2010年3月の首脳会談で最終的な合意に到達し、条約は4月8日に署名され、2011年2月5日に発効した。

条約は、(1)配備ICBM、配備SLBM、配備重爆撃機の核弾頭を1550以下に削減、(2)配備ICBM、配備SLBM、配備重爆撃機の総数を700以下に削減、(3)配備・非配備ICBM、配備・非配備SLBM、配備・非配備重爆撃機の総数を800に削減するものである。現地査察は核兵器が実際配備されている場所およびそれ以外の場所につき詳細に規定されている。この条約の評価として、パイファー(S. Pifer)は、(1)条約は米口の戦略核戦力を削減し、他方米国は強力な核抑止を維持する、(2)ロシアの戦略核戦力の透明性と予見可能性を与える、

¹⁵ “Testimony of Secretary of States, Mr. Powell, before the Senate Foreign Relations Committee,” *Washington File*, 09 July 2002.

¹⁶ John Wolfsthal, “Toothless, Nameless Treaty,” *Carnegie Analysis*, May 24, 2002. <http://www.armscontrol.ru/start/archive/nuc-cuts/htm>.

(3)米口が NPT の約束を履行していることを示す、(4)米口関係を強化する、(5)戦略核戦力の一層の削減の枠組みを与えると分析している¹⁷。条約はこれらの削減を 7 年間で実施することを定めており、検証を含めて完全に実施された¹⁸。条約は 10 年間で実施され、失効することになっていたが、条約規定に従い 5 年間延長され、2026 年 2 月 5 日に失効した。

8 核兵器禁止条約 (2010 年代)

1) 核軍縮への人道的アプローチ

2010 年の NPT 再検討会議で、スイスが、「核戦争は人類の生存そのものへの脅威であるので、核兵器の使用の正当性に関する議論が開始されるべきであり、軍事のおよび法的考慮に加えて人道的な(humanitarian)側面が核軍縮に関する現在の議論の中心に置かれるべきである」と述べ、2013 年と 2014 年に「核兵器の人道的影響に関する国際会議」が開催された。英語の *humanity* はそれ以外に「人類」および「人間」を意味する言葉であり、安全保障の側面から考えれば、「国家の安全保障」および「国際(国家間)安全保障」ではなく、「人類の安全保障」および「人間の安全保障」を主張するものである。これが核兵器禁止条約の基本的な性質となっている。

2) 条約の交渉と条約の成立

国連総会は 2016 年 12 月 23 日の決議で、核兵器の全廃に導くような、核兵器を禁止する条約交渉会議を 2017 年に開催することを決定した。会議では、核兵器国および核の傘の下にある国が条約への反対の意見を述べ、第 1 会期では条約の原則と目標、禁止すべき基本的義務が議論され、議長による第 1 草案が 5 月 22 日に提出された。第 2 会期は 6 月 15 日に開始され、議長が 6 月 22 日に改訂版を提出し、その後いくつかの修正を得て、条約は 7 月 7 日に、賛成 122、反対 1、棄権 1 の圧倒的多数で採択された。

3) 条約の基本的義務の内容

まず条約の前文では、人道的アプローチを採択していること、国際法および国際人道法を強調し、核兵器のいかなる使用も国際法に違反すると述べ、核兵器の使用は人道の原則に反すると述べている。第 1 条「禁止」においては、(a)核兵器の開発、実験、生産、製造、その他の取得、所有、貯蔵、(b)核兵器の移譲、(c)核兵器の受領、(d)核兵器の使用または使用の威嚇、(e)禁止活動の援助、奨励、勧誘、(f)禁止活動の援助の要求と受領、(g)領域内への核兵器の配備の許可が規定されている。さらに第 4 条は、核兵器全廃に向けた措置として、核兵器保有国および核兵器を配備させている国が、核兵器廃絶に向けて取るべき具体的措置を詳細に規定している。

4) 条約への反対論

この条約には核兵器国および核の傘の下にある諸国から強い反対論が主張されている。

¹⁷ Steven Pifer, "New START: Good News for U.S. Security," *Arms Control Today*, Vol.49, No.4, May 2010, pp.8-14.

¹⁸ Ivan Oelrich, "Hardly a Jump," FAS Strategic Security Blog, March 29, 2010. <https://www.fas.org/blog/ssp/2010/03/hardly-a-jump-start.php>

まず 5 核兵器国の共同声明は、「核兵器国(P5)は、世界の戦略的な文脈を無視した核軍縮へのアプローチを追求する努力に深い懸念を表明する。そのような努力は、NPT 体制を数十年間にわたって強化するのに有益であり国際の平和と安全保障への NPT の貢献を促進してきたコンセンサスに基づくアプローチを危うくするものであり、将来の NPT 再検討会議でのコンセンサスの展望に否定的な影響を与えるであろう¹⁹⁾」と述べて反対している。

米国は 2016 年の国連総会において、反対理由として以下の 4 点を挙げている。(1)条約は、核兵器を保有する国家を含まないので、一層の削減に導くものではない。(2)条約は現在の不拡散・軍縮レジームを弱体化させる。(3)検証制度は軍縮・不拡散協定の成功の基本的要素であるが、条約はそれを含まない。(4)条約は地域的安全保障を損なうものである²⁰⁾。

5) 条約の意義と今後の課題

条約の第 1 の意義は、人道的アプローチを採用していることであり、国家の安全保障ではなく、人類全体の安全保障および人間の安全保障の確保を求めていることであり、第 2 の意義は、現在の核兵器を巡る状況が核軍縮と正反対の方向に進んでいることの指摘である。今後の課題としては、条約支持国と条約反対国の対立の解消であるが、核兵器禁止条約の締約国はその義務を誠実に実行することであり、NPT 締約国はその義務を誠実に履行することである。さらに核兵器禁止条約の締約国は、核兵器の非正当化のために一層努力することが必要である。

9 未完成の核軍縮条約

1) 1995 年の NPT 再検討会議の議論

NPT はこの条約の運用を検討するため 5 年ごとに再検討会議を開催することを定めており、またこの条約の効力発生の 25 年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかの決定を過半数の議決で行うことを規定している。再検討会議は条約の無期限延長を決定すると同時に、「核不拡散と核軍縮の原則および目標」という文書を採択した²¹⁾。そこでは、(1)包括的核実験禁止条約(CTBT)に関する軍縮会議での交渉を 1996 年内に完成させること、(2)核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約(FMCT)交渉の即時の開始と早期の締結が規定されている。核兵器国が CTBT および FMCT への積極的な姿勢を示したのは、NPT の無期限延長の決定を獲得するための重要な

¹⁹⁾ U.S. Department of State, “Joint Statement from the Nuclear-Weapon States at the 2016 Washington D.C. P5 Conference,” September 15, 2016. <https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/09/261994.html>

²⁰⁾ Statement by Ambassador Robert A. Wood, Delegation of the United States of America, 71st UNGA First Committee October 14, 2016. <https://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com16/statements/14Oct.USA.pdf>

²¹⁾ NPT/CONF.1995/32, 1995, 1995 NPT Review and Extension Conference, Final Document Part 1. <https://documents-dds-ny.un.org/UNCOC/GEN/N95/176/16/PDF/N9517816.pdf?OpenElement>

要素であったからである^{22,23}。

2) 包括的核実験禁止条約

冷戦終結後、核兵器国は自主的な核実験モラトリアムを開始し、1994年から本格的な交渉が軍縮会議で開始された。再検討会議の合意に従い、条約は1996年9月24日に署名された。条約は包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)の設置を予定し、その内部機関として締約国会議、執行理事会、技術事務局を備えている。条約義務の履行を確保する検証制度は、国際監視制度、協議と説明、現地査察から構成されている。国際監視制度には、地震波監視、放射性核種監視、水中音波監視、微気圧変動監視が含まれ、観測のネットワークが形成される。条約が発効していないためCTBTOは設立されていないが、CTBTO準備委員会暫定技術事務局が設置され、観測所は大部分完成し稼働している²⁴。

条約が署名されて30年近く経過しているのにCTBTが発効しない理由は以下の2つである。1つは条約の発効条件に関して、日本や米国は5核兵器国と他の数十カ国の批准で発効させるべきであると主張したが、英国、フランス、ロシアは5核兵器国の他にインド、イスラエル、パキスタンの批准を条約発効の条件とすべきであると主張した。結果的には後者の意見が採用され、3カ国の名前を条約に明記することはできないので、軍縮会議に参加している国であって研究炉又は動力炉をもつ国と規定された。もう1つの理由は、米国政府はCTBT批准に積極的であったが、共和党が多数を占める上院は批准に反対し、その後もCTBT参加に消極的な姿勢を示していることである。現在でも、インド、パキスタン、イスラエルは署名しておらず、米国、中国、イスラエル、イラン、エジプトは批准していない。

3) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

1995年のNPT再検討会議で、FMCTに関しては交渉の即時の開始と早期の締結が規定されたが、30年ほどが経過した今でも条約の成立は言うまでもなく、交渉の開始もまったく実行されていない。交渉が開始されていない理由としては、(1)軍縮会議においていくつかの議題が議論されているが、各国の優先度が異なるため、交渉議題が決まらない。(2)多くの国は将来の生産停止を考えているが、パキスタンは既存のストックパイルをも交渉に含めることを主張している。(3)65カ国からなる軍縮会議の意思決定はコンセンサスによるため、1国でも反対すると決定がなされない。また検証制度が極めて複雑になるという懸念もある。軍縮会議での交渉開始はコンセンサスで決定されることになっており、パキスタンが常に反対する状況が継続しているので、国連総会など他のフォーラムでの交渉の会議を

²² Lewis A. Dunn, "High Noon for the NPT," *Arms Control Today*, Vol.25, No.6, July/August 1995, pp.3-5,9.

²³ John Simpson, "The Nuclear Non-Proliferation Regime after the NPT Review and Extension Conference," *SIPRI Yearbook 1996: Armament, Disarmament and International Security*, p.562.

²⁴ Spurgeon M. Keeny, Jr. and Craig Cerniello, "The CTB Treaty: A Historical Opportunity to Strengthen the Non-Proliferation Regime," *Arms Control Today*, Vol.26, No.6, August 1996, pp.15-16.

検討し、実施すべきであると考えられる。

4) NPT 第 6 条の誠実な交渉義務

これらの 2 つの条約の発効および交渉開始は、1995 年 NPT 再検討会議において、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という NPT の基本的立場を実現する極めて重要な措置であり、これらの条約の採択と実施を期待して、非核兵器国は NPT の無期限延長に賛成したのであって、その意味では、第 6 条にある「核軍備競争の早期の停止及び核軍縮に関する効果的な措置につき、・・・誠実に交渉を行う」という義務に反しているのではないかと考えられる。

10 核軍縮国際法の衰退

1) 条約からの一方的離脱

第 1 に、米国のブッシュ（子）は、大量破壊兵器および弾道ミサイルが拡散して米国に脅威を与えているため、ミサイル防衛を開発・配備せざるを得ないと主張して、2001 年 12 月 13 日に ABM 条約からの離脱を通告し、2002 年 6 月 13 日に条約は失効した。第 2 に、米国のトランプ大統領は、INF 条約について、ロシアが違反しているという理由で 2018 年 10 月 20 日に INF 条約からの離脱を通告し、条約は 2019 年 8 月 2 日に失効した。第 3 に、米国のトランプ大統領は、2018 年 5 月にイランが合意に違反しているとしてイラン核合意 (JCPOA) から一方的に離脱し経済制裁を再開した。これら 3 つのケースは米国の共和党政権時の行動であり、「法の支配」を維持するよりも、「力の支配」を優先させる政策決定であり、軍縮国際法の意義を否定するもので、極めて残念な行動である。

2) 条約の失効

第 1 に、1972 年 10 月 3 日に発効した戦略攻撃兵器制限暫定協定は、有効期間が 5 年であり、延長されることなく 1977 年 10 月 3 日に失効している。第 2 に、2011 年 2 月 5 日に発効した新 START 条約は、その後条約規定に従い 5 年間延長されたが、その後の延長規定は存在しないので、2016 年 2 月 5 日に失効した。

3) 条約の未発効

包括的核実験禁止条約 (CTBT) に関しては、「9 未完成の核軍縮条約」の部分で詳細に述べたように、30 年経過しても発効に至らず、今後の新たな発展も不可能であると考えられるので、核軍縮国際法の側面からは、極めて不安定な状態が継続されることになる。また米ソの戦略兵器制限条約は 1979 年 6 月 18 日に署名されたが、米国はソ連の MIRV 核兵器の増強などを背景に、批准をしなかったため、発効しなかった。

4) 議定書の未批准

上述の「4 非核兵器地帯条約」の部分で詳述したように、ある地域を非核兵器地帯とする条約に合意する国に対して核兵器国は核兵器を使用しないという「消極的安全保証」を与えることが、その概念の中に含まれていると一般に理解されている。東南アジア非核兵器地帯については、条約適用範囲に大陸棚と排他的経済水域を含めていること、核の使用のみなら

ず核の威嚇も含めているため、5 核兵器国のいずれも議定書に署名していない。他の 4 つの議定書に対して、4 核兵器国は批准しているが、米国のみが批准していない状況がいまだに続いている。米国は早急に批准の方向に進むべきである。

5) 条約義務の不履行：NPT 第 6 条

今日の核軍縮国際法の中心を占めるのは核不拡散条約であり、それは締約国の数の多さのみではなく、核軍縮全体にわたる内容を含む多国間条約であるからである。条約の基本は核兵器国と非核兵器国の分離であり、一見差別的な構造であると評価されることもあるが、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという原則が交渉時から合意されており、条約第 6 条に明記されているからである。

第 6 条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍縮に関する効果的な措置につき、かつ全面完全軍縮に関する条約につき、誠実に交渉を行うことを約束する」と規定している。ここには、「核軍備競争の早期の停止」、「核軍縮の効果的な措置」及び「全面完全軍縮」が明記されている。核軍縮については最初の 2 つの課題につき誠実に交渉を行うことを義務づけている。これまでの分析で「核軍縮の効果的な措置」について詳細な分析を行ってきたが、「核軍備競争の早期の停止」については詳細な分析を行っていないが、現在でも核軍備競争が継続的に行われており、条約規定にある「早期の停止」というのは、NPT が発効して 50 年以上が経過しているが、時折核軍縮条約が合意されることがあったが、まったく実行されておらず、現在も核兵器国の間で停止されていない。

このように、核軍縮国際法の衰退は上述のさまざまな態様で行われているが、「核軍備競争の早期の停止」および「核軍縮の効果的な措置」に関する義務が十分実施されていないことが、衰退の根本的な原因であると考えられる。第 6 条の義務を正當に履行するためには、「核軍縮の効果的な措置」に合意するとともに、「核軍備競争の早期の停止」に合意することが根本的に必要であると考えられる。

むすび

本稿では最初の核兵器の使用以来 80 年にわたって、核軍縮国際法の実態を検討し、一定の進展があったことを歴史的にかつ具体的に検討し、数多くの条約が成立してきた実態を提示してきた。それらの発展を核軍縮の進展という点から評価し、しかしながら核軍縮条約の衰退という側面をも歴史的にかつ具体的に検討してきた。その両面を検討することによって、核軍縮国際法の実態が一層明確になると考えたからである。

この 80 年間に合意されたそれぞれの核軍縮関連の条約は、国際の平和と安全保障に一定の積極的な効果を生み出し、国際社会全体に対して重要な役割を果たしてきたことを主張し、核軍縮国際法の重要性を強調してきた。それと共に、核軍縮国際法に内在する弱点にも言及し、それらの弱点を矯正することの重要性をも指摘してきた。今後の核軍縮国際法の一層の発展に向けて、特に核兵器国が NPT 第 6 条の誠実な履行を行う必要性も指摘してきた。この 80 年の経験を分析することにより、今後の核軍縮国際法が一層強化され、充実さ

れていくことを期待している。

(研究ノート)

核兵器の保有と武力による威嚇—法的構成の再検討

長崎大学核兵器廃絶研究センター教授
河合 公明

はじめに

核兵器は通常兵器とは異なる壊滅的な威力を持ち、その法的評価は国際社会にとって依然として大きな課題である。歴史を振り返れば、1946年の国連総会第1号決議で、核兵器は「国家の軍備から…廃絶」されるべき兵器と位置づけられた¹。1961年の総会決議1653では、「人類と文明を核および熱核による大惨事の危険から守る」必要性が指摘された²。1978年の第1回軍縮特別総会(SSOD-I)の最終文書では、「核兵器の存在が人類の生存そのものに脅威をもたらしていることに危機感を抱き」との認識が示され³、さらに同年の総会決議33/71/Bでは、「核兵器および抑止の概念に内在するその使用によって、人類の生存と生命維持システムに突きつけられている脅威」との認識が示された⁴。このように、核兵器の存在が脅威(threat)であるとの認識は、主として政治的および倫理的文脈において国際社会で繰り返し表明されてきた。

他方で、国際司法裁判所(ICJ)は、1996年の核兵器の合法性に関する勧告的意見⁵において、慣習国際法と条約国際法のいずれにおいても、核兵器の威嚇(threat)または使用(use)を包括的かつ普遍的に禁止する規範は存在しないとの見解を示した⁶。国連総会の求め⁷に応じてICJが検討したのは、あくまで使用と威嚇の法的評価の問題であった。ICJは、核兵器の保有(possession)⁸が実際にそれらを使用する準備態勢の存在を推認(inference)させる根拠となりうるとしつつも⁹、それが国連憲章第2条4項の禁止する武力による威嚇

¹ UN, A/RES/1(I) (24 January 1946), para. 5(c).

² UN, “Declaration on the Prohibition of the Use of Nuclear and Thermonuclear Weapons,” A/RES/1653 (XVI) (24 November 1961), preambular para. 2.

³ UN, A/S-10/2, p. 3, preambular para. 1. 原文は以下の通り。“Alarmed by the threat to the very survival of mankind posed by the existence of nuclear weapons…”

⁴ UN, A/RES/33/71B (14 December 1978), preambular para. 1.

⁵ ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996*, pp. 226-267.

⁶ *Ibid.*, p. 266, para. 105(2)B.

⁷ UN, “Request for an advisory opinion from the International Court of Justice on the legality of the threat or use of nuclear weapons,” A/RES/49/75K (9 January 1995), pp. 15-16.

⁸ この後に触れる核兵器禁止条約の外務省による仮訳にも見られるように、possessionは通常「占有」と訳されるが、ここでは一般的な用語としての「保有」を訳語に当てている。本稿で用いる分析概念としての保有については、第2節で詳しく説明する。

⁹ ICJ, *supra* note 5, pp. 246-247, para. 48.

(threat of force) に当たるか否かは、想定される武力の使用の適法性に依存すると述べるにとどまった¹⁰。また ICJ は、合図を送る (signal) ¹¹ という用語で核抑止に内在する行為性を示唆した。しかし、核兵器の保有それ自体 (possession ... itself) がただちに武力による威嚇に該当するとの立場は採用しなかった¹²。

ICJ の見解は、核兵器の使用の法的評価をめぐる議論に一定の方向性を与え、その議論を前進させた。また使用と威嚇を一体的に解することで、核兵器の使用の威嚇を本質的要素とする核抑止政策についても、その法的評価の議論に一定の道筋を開いた。しかし、核兵器の保有と武力による威嚇の関係を深く検討しなかったことは、核兵器の保有それ自体の法的評価の問題の検討に空白を残した。核兵器は自ら存在するわけではない。それが国家の支配下に置かれ、その状態が維持されているという事実が問題の焦点である。

2017 年に国連の交渉会議で採択され、2021 年に発効した核兵器禁止条約 (TPNW) ¹³ では、核兵器の「占有 (possess)」とそれを「使用するとの威嚇 (threaten to use)」はそれぞれ独立した禁止規定とされた。締約国会合では、核兵器の存在を脅威とみなす見解が繰り返されている¹⁴。確かに、締約国会合において核兵器の存在がもたらす脅威について、法的検討がされたわけではない。しかし、核兵器が国家の支配下に置かれて維持されている事実を「実存的脅威 (existential threat)」¹⁵ と捉える主張の強まりは、そのような事実が国際法で評価可能な行為として把握されうるかという問題を提起する。この問題は、国連憲章第 2 条 4 項が禁止する武力による威嚇をめぐるこれまでの理解に対し、再検討を促しうる。

先行研究を見ると、必ずしも核兵器の保有と武力による威嚇の関係を十分に掘り下げて分析をしていない。スチュアート・ケイシー・マスレンは、TPNW の逐条解説で、核兵器の占有の禁止は TPNW における当該行為の禁止条項に基づくとし、核兵器を使用するとの威嚇の禁止条項と区別して説明している¹⁶。

本稿が問うのは、核兵器の保有と武力による威嚇がどのように接続しうるかという問題である。本稿は、核兵器の保有それ自体は使用や威嚇と異なり行為としての動態を欠いているのではないかという理解の妥当性を検討し、その上で、国連憲章第 2 条 4 項の禁止する武力による威嚇との関係の再構成の可能性を探ることを試みる。

国際政治学では、核兵器の保有が国際関係にどのような効果を及ぼすかが議論されてき

¹⁰ *Ibid.*, pp. 246-247, para. 48.

¹¹ *Ibid.*, p. 246, para. 47.

¹² ICJ, *supra* note 5, pp. 246-247, paras. 47-48.

¹³ Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW), New York, 7 July 2017, UN Doc. CN.475.2017.TREATIES-XXVI.9.

¹⁴ この点は第 4 節で詳しく扱う。

¹⁵ 例えば、以下を参照。TPNW, Draft declaration of the Third Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons “Strengthening our commitment to a world free of nuclear weapons amidst the rising global instability,” TPNW/MSP/2025/CRP.4, 7 March 2025, p. 1, para. 1.

¹⁶ Stuart Casey-Maslen, *The Treaty on the prohibition of nuclear weapons: A commentary*, (Oxford University Press, 2019), p. 156, para. 1.81.

た。例えば、ケネス・ウォルツは核兵器の保有が安定化要因となると論じ¹⁷、スコット・セーガンは不安定化要因となると論じたが¹⁸、いずれも核兵器の保有が政治的効果をもつ行為とする点で共通している。トーマス・シェリングは、「苦痛を与えるという脅しは、何者かに対して動機を与えようとする」と述べ¹⁹、脅しの効果は脅す側自身がその行動を完全には制御できないという「不確実の要素 (uncertain element)」に支えられていると指摘した²⁰。シェリングによれば、核兵器の保有はその使用可能性の意図を伝達せずとも不確実性を背景に国家に影響を及ぼす行為として理解しうる。こうした議論は、核兵器の保有という行為が他国の意思決定を拘束しうる作用を持つことを明らかにする。

これらの知見は、法的評価にとって重要な含意がある。なぜなら、核兵器の保有という行為が他国の意思決定を拘束しうるのであれば、その作用が国連憲章第 2 条 4 項における武力による威嚇とどのような関係にあるかを考えることができるからである。本稿が核兵器の保有と武力による威嚇の関係を第 2 条 4 項の枠組みで法的に再構成することを試みるのは、こうした問題意識に基づく。

本稿が主たる分析対象とするのは、TPNW 諸国を含む核兵器を安全保障の前提としない国（非核依存国）の国家実行である。核兵器を安全保障の前提とする国（核依存国）の国家実行が主たる分析対象とならないのは、そうした国の国家実行が核兵器の保有を国際法上問題としない理解を前提として形成されてきたからである²¹。そのため、それを主たる対象として分析する場合には、核兵器の保有が第 2 条 4 項に照らして問題とされてこなかった既存の規範理解の射程を確認する作業に分析が割かれることになる。

これに対し、先に触れたように TPNW 諸国を含む非核依存国は近年、核兵器が国家の支配下に置かれて維持されている事実を、人類の生存および自国の主権的自律性を拘束する脅威として位置づける主張を展開している。これまで第 2 条 4 項における武力による威嚇は、主として行為主体側の意図や行為から把握されてきた²²。そのため当該行為の影響を受

¹⁷ スコット・セーガン、ケネス・ウォルツ（川上高司監訳、斎藤剛訳）『核兵器の拡散 終わらなき論争』（勁草書房、2017 年）第 1 章。

¹⁸ 同第 2 章。

¹⁹ トーマス・シェリング（斎藤剛訳）『軍備と影響力 核兵器と駆け引きの論理』（勁草書房、2018 年）。

²⁰ Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict* (Harvard University Press, 1960), pp. 217-218 and 244-245.

²¹ 核依存国は、核兵器の保有を第 2 条 4 項上の武力による威嚇に該当するとはしていない。例えば、米国は武力紛争に関する国際法の諸原則が核兵器の使用にも他の戦争の手段や方法と同様に適用されるとし、同時にそれは核兵器の使用が戦争法によって禁止されていることを意味しないとする立場である。ここでは、核兵器の保有が第 2 条 4 項上の武力による威嚇に該当するとは理解されていない。US, Letter dated 20 June 1995 from the Acting Legal Adviser to the Department of State, together with Written Statement of the Government of the United States of America, pp. 15-22. ロシアは一般条約および特別条約のいずれにおいても核兵器それ自体を全面的に禁止する規則は含まれていないとし、とりわけ核兵器に関する条約は核兵器の存在および一部の国家による核兵器の保有を前提としていると述べている。

Russia, Letter dated 19 June 1995 from the Ambassador of the Russian Federation, together with Written Comments of the Government of the Russian Federation, pp. 5-6.

²² 例えば、以下を参照。Bruno Simma, Daniel-Erasmus Khan, Georg Nolte, Andreas Paulus and

ける側（被影響主体）の規範的理解は、十分に分析されてこなかった。本稿はこの理論的空白を踏まえ、TPNW 諸国を含む非核依存国による国家実行と法的確信（*opinio juris*）が第2条4項の解釈に対して持ちうる含意に着目して分析を行う。

本稿の意義は二重である。第一に、国際法学の先行研究が十分に扱ってこなかった核兵器の保有と武力による威嚇の関係についての分析上の理論的空白を埋め、武力による威嚇の概念の理解の深化に資することである。第二に、この議論を通じて、TPNW 諸国を含む非核依存国が主張する核兵器の存在が実存的脅威であるという言説が法的に何を意味するかを考え、こうした言説の慣習国際法形成過程における意義と限界を明らかにすることである。本稿は、国際法の発展の文脈において、武力による威嚇の概念の射程を再検討するための作業仮説および分析枠組みを提供する²³。

1 保有の概念と作用

(1) 保有の概念

議論の出発点は、これまで定義せずに用いてきた核兵器の保有という用語が何を意味するかという問題である。これまで成立してきた核兵器および化学兵器を対象とする多国間軍縮条約の英文正本では、三種類の用語が用いられている。

第一に、retain である。化学兵器禁止条約（CWC）では化学兵器を retain することが禁止され²⁴、外務省の公定訳では retain に「保有」の訳語が当てられている。そこで保有がいかなる概念であるかが問題となるが、CWC において締約国は所有（own）および占有（possess）する化学兵器の廃棄することを約束している²⁵。そのため CWC における保有は、当該締約国が所有および占有する化学兵器を廃棄するまでのあいだ化学兵器を保持すること、つまり期限付きでの保持を retain としている。

第二に、possess である。TPNW では核兵器を possess することが禁止され、外務省による仮訳では possess に「占有」の訳語が当てられている。一般に占有の概念は、retain と同様に何かを保持することであるが、TPNW では、原則として締約国が核兵器を保持して条約に参加することを考えていない²⁶。そのため、CWC で用いられているような廃棄を前提

Nikolai Wessendorf (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., (Oxford University Press, 2012), p. 218, para. 43.

²³ 本稿は、以下の研究論文で提起した問題を発展させたものである。Kimiaki Kawai, “Nuclear deterrence and the threat of force: a legal reassessment under *jus ad bellum*,” *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol. 12, No. 1-2 (2025), pp. 314-338.

²⁴ Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction (CWC), 1974 UNTS 45, Article 1(1)(a).

²⁵ CWC Article 1(2). 外務省による公定訳では、own に「所有」の訳語が、possess には「占有」の訳語が当てられている。

²⁶ ただし第4条には、核兵器を保有する国または他国の核兵器を自国領域に配備している国が、核兵器を検証可能かつ不可逆的な方法で廃棄または撤去する手続を経て条約の義務を履行する場合の例外的取り扱いが定められている。この規定は保有を容認するものではなく、廃棄または撤去に向けた過渡的措置を制度的に許容する趣旨である。

とした retain という用語を用いずに possess という用語を用いている。また、占有は所有と同義ではない²⁷。所有は使用、収益、処分を包含する包括的な概念であり、誰のものであるかという法的権原の所在を問題とするが、占有は当該兵器が当該国家の支配下に置かれているかどうかを基準とする概念である。すなわち、名義上の所有者が誰であるかにかかわらず、当該国家がその領域内または支配の及ぶ範囲で当該核兵器を保持している場合、それは占有に該当する。さらに TPNW は、占有の禁止に加え核兵器を配置 (station)、設置 (install)、配備 (deploy) することも個別に禁止している²⁸。そのため、NATO による「核共有」²⁹は、占有の禁止規定に抵触するか否かという点から法的評価を受けるだけでなく、同一事実関係が、配置、設置、配備の各禁止規定に抵触するか否かという点からも法的評価を受ける。

第三に、stockpile である。CWC と TPNW はともに、禁止された兵器を stockpile することを禁止し、外務省は stockpile に「貯蔵」の訳語を当てている。保有および占有は貯蔵と重なる部分を有するが、前二者と後者は同義ではない。一般に貯蔵は、将来の使用に備えて兵器を蓄積することを意味する。倉庫や兵器庫に蓄積される弾頭が典型であり、その語義的な焦点は量的な側面に置かれる。ただし条約上の stockpile はこれに限られず、すでに配備された兵器も含めて国家の核兵器庫に存在するすべての兵器を指すと解されている。これに対して占有はより広い概念であり、移送中、演習中、あるいは即応態勢に置かれた兵器をも包含する³⁰。したがってすべての貯蔵は占有に含まれるが、すべての占有が貯蔵であるわけではない。

以上を踏まえると、一般に核兵器の保有と言われる概念はこれら三つの概念を包含するものとして理解できる。そこで本稿で用いる保有は、条約上の用語の相違を超えて、国家が核兵器を自らの支配下に置いて維持する状況全般を指すものとする。その範囲には、核兵器の廃棄を前提とした保有、領域内または支配の及ぶ範囲での占有、将来の使用に備えた貯蔵が含まれる。さらにそこには、誰に法的権原が所在するかを問題とする所有、および核兵器を保持する国がその国と防衛協力関係にある他国の領域内で行う核兵器の配置、設置、配備といった行為を含みうる。しかし単なる通過 (transit) や通航 (passage) である場合は、当該領域国が支配下に置きそれを維持しているとは評価し難いため、原則として含めない。

(2) 保有の作用

先に見たように、核兵器の保有が国際関係で政治的作用を持つ行為であることは、国際政治学で様々な議論されてきた。こうした国際政治学の知見と接続するかたちで、国際法学者

²⁷ Casey-Maslen, *supra* note 15, p. 142, para. 1.34.

²⁸ Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW), New York, 7 July 2017, UN Doc. CN.475.2017.TREATIES-XXVI.9, Article 1 (1)(g).

²⁹ 「核共有」の議論については以下を参照。新垣拓「NATO 核共有制度について」『NIDS コメンタリー』第 211 号 (防衛研究所、2022 年) 1-2 頁。

³⁰ Casey-Maslen, *supra* note 15, p. 142, para. 1.34.

ダニエル・H・ジョイナーは、核兵器の「政治的使用 (political use)」を「明示的威嚇 (explicit threat)」「潜在的威嚇 (latent threat)」「単なる政治的レバレッジとしての保有 (possession for simple political leverage)」の三つをあげている³¹。

ジョイナーによれば、明示的威嚇とは、国家が核兵器の使用意思を直接的かつ明確に伝達する行為を指す。外交的発言や軍事的シグナルを通じて、相手国に対し核兵器の使用を選択肢として提示する場合が典型であり、核兵器の存在を用いて強制的圧力を加える作用を持つ。潜在的威嚇とは、核兵器の存在がそれ自体として抑止的効果を持ち、明示的な使用の言及がなくとも、相手国の意思決定を制約する行為を指す。ここでは、核兵器の保有が暗黙のうちにメッセージを伝達して相手国に働きかけ、その行動を抑制する。単なる政治的レバレッジとしての保有とは、国家が核兵器を保有する事実そのものを、交渉や国際政治上の地位強化のための資源として用いる行為を指す。この場合、核兵器の使用の意図は直接的に示されないが、保有の事実が他国や国際社会に影響を及ぼし、譲歩を引き出す政治的効果を持つ。

単なる政治的レバレッジとしての保有は、他の二つの分類よりも限定的な作用しか持たないように受け止められうる。しかしジョイナーは、政治的レバレッジとしての保有を核兵器の政治的使用の一形態とし、核兵器の保有が他国との関係で意味を持つ行為であることを示唆した。したがって、三分類はいずれも程度の差こそあれ他国への働きかけという行為性を内包している点で共通している。

このように考えると、観念的にはともかく、核兵器の保有それ自体は行為としての動態を欠くとの理解が妥当であるかという問いが生じる。この問いは、核拡散の歴史から検討しうる。米国による核兵器の開発はソ連の対抗的な開発を誘発し³²、中国による核兵器の開発は、当時の指導者が語るように米国からの威圧に対抗する手段として位置づけられた³³。インドによる核兵器の開発は中国への対抗を目的とし³⁴、そのインドに対抗するかたちでパキスタンが開発を進めた³⁵。北朝鮮もまた、米国への対抗手段として核兵器を選択したと説明されている³⁶。これらの経験的事実は、核兵器の保有という行為が、抑止の手段としてのみなら

³¹ Daniel H. Joyner, *International Law and the Proliferation of Weapons of Mass Destruction* (Oxford University Press, 2009), p. 82.

³² Press Department of the Soviet Embassy in London, “J.V. Stalin’s reply to a Pravda Correspondent on the Atomic Weapon,” *Soviet News*, No. 2595 (8 October 1951), London, p. 1.

³³ China, “Statement of the Government of the People’s Republic of China,” 16 October 1964, History and Public Policy Program Digital Archive, PRC FMA 105-01262-01, pp. 22-26. Obtained by Nicola Leveringhaus. Available at <https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/134359> (accessed 13 January 2026).

³⁴ Shyam Saran, “Is India’s Nuclear Deterrent Credible?”, Speech delivered by Chairman of the National Security Advisory Board at the India Habitat Centre, New Delhi on April 24, 2013. Available at <https://www.indianembassyusa.gov.in/ArchivesDetails?id=99&utm> (accessed 13 January 2026).

³⁵ Mohammad Nawaz Sharif, “Statement by the Prime Minister of Pakistan on the Conduct of Nuclear-Weapon Tests,” Islamabad, 28 May 1998. Available at <https://www.atomicarchive.com/resources/documents/deterrence/pakistan-statement.html> (accessed 13 January 2026).

³⁶ DPRK, “DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period,” *Korean Central News Agency (KCNA)*, 11 February 2005.

ず外交的交渉力や国際的地位の向上を図る政治的レバレッジとしても作用してきたことを示している。

このように、ある国による核兵器の保有という行為が他国との関係でも意味を持つ以上、国連憲章第2条4項の武力による威嚇との関係を問うことには合理的な理由がある。ジョイナーの議論は、核兵器の保有という行為と武力による威嚇の接続を説明する基盤を提供しうる。そこで次に、武力による威嚇がいかなる概念であるかを検討する。

2 威嚇の概念と核兵器の保有による誘発的強制

(1) 威嚇の概念³⁷

威嚇 (threat) とは何か。一般に、それは相手に不安や恐怖などの心理状態を作り出して相手の行動に影響を与える行為であるとされ、「強制 (coercion)」の一形態であるとされる³⁸。国連憲章第2条4項は武力による威嚇を禁止するが、その定義を示していない。

それでは、いかなる行為が武力による威嚇に該当するか。国連憲章の逐条解説は、第2条4項の武力による威嚇は他国の「特定の行動 (specific behavior)」に向けられた「強制の意図 (coercive intent)」を要するとしている³⁹。また1996年の勧告的意見でICJは、武力による威嚇は「予期される武力の行使が違法ならばその威嚇も違法」であるとし⁴⁰、武力の行使 (use of force) と武力による威嚇を一体として評価の対象とした⁴¹。その上で、第2条4項に違反し、かつ第51条の全ての要件を満たさない核兵器を用いた武力による威嚇は、違法とした⁴²。この考え方は、自衛の手段や方法を問わずに当てはまる。

以上を要するに、他国に何かをさせること⁴³またはさせないこと⁴⁴を目的とするかを問わ

³⁷ 本小節における威嚇の概念、直接的抑止 (immediate deterrence) および一般的抑止 (general deterrence) に関する詳細な法的分析については、以下を参照。河合公明「武力行使に関する法と核兵器」吉田文彦他編著『核なき時代をデザインする：国際政治・核不拡散・国際法からみた現実のプロセス』(早稲田大学出版会、2024年)188-195頁。

³⁸ Romana Sadurska, "Threats of Force," *American Journal of International Law*, Vol. 82, No. 2 (1988), p. 241.

³⁹ Simma, Khan, Nolte, Paulus and Nikolai Wessendorf, *supra* note 21, p. 218, para. 43.

⁴⁰ ICJ, *supra* note 5, p. 246, para. 47.

⁴¹ *Ibid.* なお、ヨラム・ディンスタインは、国連憲章のもとで違法とされる武力による威嚇は、「違法な(すなわち憲章に違反する)武力行使の予測 (a projected use of force)」に関連する場合であると述べている。Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence*, 6th ed. (Cambridge University Press, 2017), p. 91, para. 249.

⁴² ICJ, *supra* note 5, p. 266, para. 105(2)C.

⁴³ 国際政治学では、トーマス・シェリングが、自らの望む行動を他者にさせることを目的とする強制を「強要 (compellence)」として概念化している。Thomas C. Schelling, *Arms and Influence* (Yale University Press, 1966), pp. 69-91.

⁴⁴ 先に見たように、抑止とは他者に何かをさせないこと (dissuade) である。核抑止は、武力の行使—核兵器の使用—の用意があるとの意図を明らかにすることにより、他者に何かをさせないこと—不作為—である。不作為を求める抑止は、強制を軸にして作為を求める強要と鏡像関係にある。しかし、国際法上の評価においては両者の区別は特段の意味を持たない。

ず、自国の違法な武力の行使の意図を他国に合理的に予期させることにより、他国の意思に反してその行動に影響を与える行為は、単なる内政干渉を超えて第2条4項にいう武力による威嚇に該当し違法となる⁴⁵。つまり威嚇の違法性は、当該行為が他国の自由意思を制約する強制性に依拠するという国際法上の基本的な理解に基づく⁴⁶。シュトゥルヒラーは、歴史的に見て戦争に至らない強制を伴う措置は、相手の譲歩を引き出すためのものであることが多いと指摘している⁴⁷。この指摘は、武力による威嚇の禁止規定の存在意義が、武力の行使に至らない強要のような行為の法的評価を可能とする点にあることを示唆している⁴⁸。

以上は、主として行為者の意図の伝達を中心に構成されてきた、武力による威嚇のこれまでの理解である。しかし、核兵器の保有という行為がもたらす強制性は、必ずしもこの枠組みのみによって捉えきれものではない。

(2) 核兵器の保有がもたらす誘発的強制

それでは、ある国が核兵器を自らの支配下に置き、その状態を維持しているという事実を前提として、それが国連憲章上の武力による威嚇という行為を構成すると主張する場合、どのような議論が考えられるであろうか。先に指摘したように、核兵器の存在が人類の生存に対する脅威であるとの認識は、主として政治的および倫理的文脈において国際社会で繰り返し表明されてきた。とりわけ SSOD-I の最終文書では、「核兵器は人類および文明の存続にとって最大の危険をもたらす」との見解が示された⁴⁹。メキシコは 1996 年の ICJ における勧告的意見手続において提出した陳述書の中で、同最終文書について以下のように述べている。

「したがって、国際社会が核兵器の存在 (existence) を人類の生存に対する脅威 (threat) であると認識した以上、国際法はそのような兵器の保有 (possession) を許容しない。なお、この最終文書は全会一致で採択され、今日に至るまでジュネーブ軍縮会議での多国間交渉の重要な参照文書となっている」⁵⁰

⁴⁵ 2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵略でロシアが NATO 諸国に対し核兵器の使用に言及したことは、同年 3 月の国連総会緊急特別会合決議 (A/ES-11/1, 2 March 2022) でロシアによる武力の行使が「侵略 (aggression)」として国連憲章第 2 条 4 項に「違反する (in violation of)」とされたことから、核兵器の使用への言及も武力による威嚇に該当し違法と評価されうる。

⁴⁶ 以上の議論では、特定の相手や状況が想定されている。これに対し、核抑止には特定の相手や特定の状況への言及のない場合がある。一般的抑止については、河合「前掲論文」(注 37) を参照。

⁴⁷ Nikolas Stürchler, *The Threat of Force in International Law*, (Cambridge University Press, 2007), p. 57.

⁴⁸ *Ibid.*, p. 61.

⁴⁹ UN, *supra* note 3, p. 7, para. 47.

⁵⁰ Mexico, Written Statement, Note Verbale date 19 June 1995 from the Embassy of Mexico, together with Written Statement of the Government of Mexico, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, 19 June 1995, p. 5, para. 28.

メキシコは、核兵器の存在と脅威を同一文脈に置き、核兵器の存在が人類の生存を危険にさらすとの認識に立っている。ここで指摘しなければならないのは、メキシコが脅威の存在の認識から直ちに「国際法はそのような兵器の保有を許容しない (leading to deny that international law permits the possession of such weapons)」と結論づけている点である。つまり、メキシコは脅威の存在を法的効果のある事実として理解している。

もし脅威が単に危険な状態を示す概念に過ぎなければ、そこからただちに違法性を導くことはできない⁵¹。なぜなら、危険性の指摘は状態の記述にとどまり、国家に帰属する行為として法的に評価しうるものではないからである。違法性を導くためには、当該脅威が禁止規範に照らして評価されうる法的事実、すなわち国家の行為である必要がある⁵²。メキシコは、脅威を国家という主体によりもたらされる行為、すなわち法的事実として構成する理解に立つことで、人類の生存に及ぼす脅威をもたらす核兵器について、国際法はそのような兵器の保有を許容しないとす法的主張を導いたのである。ここで問題となっているのは核兵器の存在という状態ではなく、核兵器が国家の支配下に置かれ、維持されているという事実である。

それでは、核兵器の保有を許容しない国際法上の禁止規範とは何か。確かにメキシコは国連憲章第 2 条 4 項を直接の根拠には挙げていない。しかし脅威という事実の法的意味を与える姿勢は、これまで主として行為者の強制の意図⁵³の伝達を要件としてきた武力による威嚇の法的評価枠組みに再検討を促すものと考えられる。すなわち、武力による威嚇の概念の射程を再考させる契機を提供しているのである。

⁵¹ メキシコは核兵器の存在を人類の生存に対する脅威と捉え、そこから国際法上の違法性 (illegality) を導いている。 *Ibid.*, p. 5, para. 29.

⁵² International Law Commission, *Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*, with commentaries, Yearbook of the International Law Commission, 2001, vol. II (Part Two), Article 2, para. 1. ジェームズ・クロフォードは、第 2 条について、国家の国際不法行為の存在の認定に必要な二つの構成要素が特定されていると説明する。第一に、国際法上、当該行為が当該国家に帰属し得るものであることであり、第二に、当該行為がその時点で当該国家に対して効力を有する国際的義務に違反するものであること、である。James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentaries* (Cambridge University Press, 2002), p. 81, para. (1).

⁵³ 強制では意図が要素とされてきた点については、以下を参照。Robert Nozick, "Coercion," in Sidney Morgenbesser, Patrick Suppes and Morton G. White (eds.), *Philosophy, Science, and Method Essays in Honor of Ernest Nagel* (St. Martin's Press, 1969), pp. 440-474. Edmund Wall, "Coercion and Intention," *Journal of Applied Philosophy*, Vol. 5, No. 1 (1988), pp. 75-85. フリードリヒ・ハイエクも、強制は、ある人の行為が自らの目的ではなく他人の意志に従って行われるようにされるときに生じるものであると説明している。Friedrich A. Von Hayek, "Freedom, Reason and Tradition," in *The Constitution of Liberty*, (London and Henley, 1960), p. 133. 他方、その人が自分自身の首尾一貫した計画に従ってではなく、「他人の目的に奉仕するように行動することを強いらられるような、他者による環境または状況または人の支配を意味する」とも説明している。Friedrich A. Von Hayek, *The Constitution of Liberty*, the definitive edition (University of Chicago Press, 2007), p. 72. ハイエクによる後者の説明は、この後に論じる誘発的強制を想起させる。

その際に、ミッチェル・N・バーマンが展開した「強制 (coercion)」に関する議論⁵⁴の中でも、マイケル・D・ベイリスによる「顕在的強制 (occurrent coercion)」と「誘発的強制 (dispositional coercion)」の区別を援用した分析は有益である⁵⁵。ベイリスは強制の機能面に着目し、それを二形態に区別した。すなわち、他者に物理的に行為を実行させる場合を顕在的強制、他者が自ら行為を実行するように仕向ける場合を誘発的強制と呼んだ。バーマンはこの分類を引き継ぎつつ、分析の中心を誘発的強制に置く。バーマンによれば、強制は単に物理的な強制行為に限られず、むしろ他者の行為を「誘発する (induce)」ことを「意図した (design)」行為として理解されるべきとする⁵⁶。つまり、他者の選択の自由を実質的に制約する結果をもたらすことを意図した行為が強制であるという理解である。

バーマンの議論においても、当該行為が強制と言えるためには、当該制約を引き起こすことを目的とする行為者の意図 (intention) が必要なことには変わりない。しかし核兵器の保有という行為の場合、強制性における意図の認定には、核兵器の使用可能性の意図の伝達といった意思表示の有無が唯一の根拠であるかという問題がある。核兵器の使用がもたらす壊滅的な結末に関する公知の科学的知見と核抑止政策の継続という政策選択を踏まえると、その結果の予見可能性は、少なくとも当該行為を強制として評価する際に意図の認定の重要な推認根拠にはならないかという問題が残るからである⁵⁷。誘発的強制に依拠してこうした議論を展開すれば、壊滅的な威力を持つ核兵器の保有という行為は、他国の行動を誘発または拘束する構造的圧力を伴う強制であるとする議論にも一定の合理性がある。

国際法の視点から留意するのは、国際司法の場で核兵器の保有そのものを武力による威嚇とみなす見解が非核依存国から示されている事実である。例えば、カタールは 1996 年の ICJ による勧告的意見のための口頭陳述で以下のように述べている。

「国連憲章第 2 条第 4 項は、国家の領土保全に対する武力の行使を禁じるのみならず、政治的独立に対するもの、または『国際連合の目的に合致しないいかなる方法によるもの』も禁止している。… 核兵器の性質および効果に鑑みれば、公然または潜在的な核兵器の使用の威嚇には、これらの兵器の保有自体 (the very possession) が含まれなければならない。… 保有それ自体が威嚇であり、平和の維持を脅かすものである。」⁵⁸

⁵⁴ Mitchell N. Berman, “The normative functions of coercion claims,” *Legal Theory*, Vol. 8, No. 1 (2002), pp. 45-89.

⁵⁵ Michael D. Bayles, *A concept of coercion*, (Routledge, 1972), p. 17.

⁵⁶ Berman, *supra* note 54, p. 51.

⁵⁷ 例えば、第一追加議定書第 85 条 3 項(b)は、「第 57 条 2 項(a)(iii)に規定する文民の過度な死亡若しくは傷害又は民用物の過度な損傷を引き起こすことを知りながら、文民たる住民又は民用物に影響を及ぼす無差別な攻撃を行うこと」は、同議定書に対する「重大な違反行為」であるとする (傍点筆者)。これは *jus in bello* に関わる規定ではあるが、意図の存在証明が困難な局面において、行為者の認識 (knowledge) と結果の予見可能性が法的評価で重要な要素となりうることを示す例であり、武力による威嚇における問題を考える上でも参考になる。第 85 条 3 項(c)も参照。

⁵⁸ Qatar, Oral Statement, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, *ICJ Verbatim Record*, CR 95/29, p. 27.

カタールは、国連憲章第 2 条 4 項が禁止する武力による威嚇の評価対象に、核兵器の保有という行為を含めるべきだと主張している。ここでカタールが問題としているのは核兵器の存在という状態ではなく、国家がそれを保有するという行為の法的評価である。その主張は、強制性を認定する際に行為者の能力を前提とした意図の伝達を評価対象とするこれまでのアプローチだけでは説明できない。先に見たように、核兵器の保有という行為は他国の行動を誘発または拘束する構造的圧力を伴う強制であるかもしれないからである。この場合、構造的圧力が国家の行動や選択の自由を制約する状況の評価の対象に含めるアプローチを考えることが有益であろう。それは、意図の伝達を評価対象とする威嚇の概念では評価不能であった、核兵器の保有が他国の行動選択を拘束する法的評価可能な事実を、第 2 条 4 項の枠内で可視化するからである。

ここまでの議論から明らかになるのは、核兵器の脅威を武力による威嚇の文脈で考える際には、強制と評価するための行為者の意図の存在に加えて、当該行為によって影響を受ける被影響主体がそれをどのように認識するかもまた論点になっているということである。当該行為を脅威として被影響主体が合理的に認識する限り、それが脅威ではないと否定する行為者の主張は当該行為の強制性の有無を評価する際の一要素として相対化される。脅威認識は間主観的に形成されるからである。メキシコやカタールなどの非核依存国の主張は、被影響主体による脅威の合理的認識を武力による威嚇の法的評価のための要素として前景化させるものである。

以上を踏まえると、核兵器の脅威には、意図の伝達を伴う「行為としての威嚇」という側面と、核兵器の保有という行為の継続により形成される「構造としての威嚇」という側面の両面が認められる。それは個別的な国家間の関係を越えて、国際社会を包括的に拘束する。核抑止政策は核兵器の使用可能性を排除しないため、結果として武力行使の結末を非核依存国にも合理的に予期させる。核抑止の構造は敵対国だけでなく非核依存国までも安全保障上の制約に巻き込み、その行動の自由を構造的に制約する。

以上の議論が示すのは、核兵器の保有という行為が特定の敵対国に対する核兵器の使用可能性の意図の伝達にとどまらず、非核依存国を含む国際社会全体に対する構造的な拘束条件として作用しているという点である。メキシコおよびカタールなどの非核依存国の立場は、核兵器の保有という行為を国際社会の安全保障秩序を構造的に拘束する誘発的強制として評価する方向を指し示している。この理解は、核兵器の保有について、それを能力と意図を結合させる「行為としての威嚇」ではなく、核抑止政策の継続と結果の予見可能性を通じて評価される「構造としての威嚇」として位置づけるものである。

(3) ICJ による法的評価とその課題

しかしメキシコやカタールが示唆したような、核兵器の保有自体が武力による威嚇を構成しうるとの主張については、先に述べたように ICJ は 1996 年の勧告的意見において、そ

のような理解を採用しなかった。ICJは、保有が威嚇に該当するかどうかは、予期される武力の行使が国連憲章第2条4項に違反するかどうかによって依存すると述べるにとどまった⁵⁹。1986年のニカラグア事件判決では、主権国家の軍備水準を制限する国際法上の規則は、条約上の義務など国家自身が受け入れた制約を除き存在しないと判示し、そのような規制が存在しない限り軍備水準の問題は法的審査の対象とならないと述べていた⁶⁰。ICJは、核兵器の保有の態勢が威嚇に近接する可能性を認識しつつも、保有それ自体を違法と評価するには至らなかった。

しかし先に触れたように、ICJがこの勧告的意見において核兵器の保有が「実際にそれらを使用する準備態勢の存在を推認させる根拠となりうる」と指摘したことは事実である⁶¹。それでは核兵器の保有という行為はどの段階で武力による威嚇に転化するか。この問いに対する原則的な答えは、核兵器の保有が予期される武力の行使の法的評価とどのように結びつくかに依存する⁶²。つまり、能力の保有を前提とした意図の伝達という顕在的強制の視点からの評価である。他方、国家の行動や選択の自由に対する構造的な拘束という誘発的強制の視点からの評価はICJも学説も十分に行っていない。そこで次節では、核抑止がもたらす強制性について、TPNW諸国を含む非核依存国の議論を手掛かりに考察する。

3 武力による威嚇の法的再構成

(1) 非核依存国の議論

2017年のTPNW交渉会議に参加した国からは、核兵器が人類の生存および安全保障に対する根源的な問題であるとする見解が繰り返示された。例えば、アンティグア・バーブーダは、不安定さと虚偽の防衛意識を生み出す核兵器は、「拡散と壊滅的な戦争の危険を高める (only increases the chances of proliferation and catastrophic war)」と述べ⁶³、コスタリカは、核兵器は安全保障の源ではなく、むしろ私たちの「生存に対する最大の脅威 (the greatest threat to our survival)」であると指摘した⁶⁴。キューバは、核兵器の「単なる存在そのもの (the mere existence)」が「人類の生存に対する脅威 (a threat to the survival of humankind)」であるとし⁶⁵、インドネシアは、核兵器の「存続とその使用の可能性 ([t]he

⁵⁹ ICJ, *supra* note 5, pp. 246-247, para. 48.

⁶⁰ ICJ, *Case concerning military and paramilitary activities in and against Nicaragua, Judgement, I.C.J. Reports 1986*, p. 135, para. 269.

⁶¹ ICJ, *supra* note 5, p. 246, para. 48.

⁶² *Ibid.*, pp. 246-247, para. 48.

⁶³ Antigua and Barbuda, Statement by H.E. Dr. Walton Webson, Permanent Representative of Antigua and Barbuda to the UN, on behalf of the Member States of CARICOM, at the UN Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading Towards Their Total Elimination, 27 March 2017.

⁶⁴ Costa Rica, Statement by H.E. Mr. Juan Carlos Mendoza-García, Permanent Representative of Costa Rica to the UN, UN Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading Towards their Total Elimination, 28 March 2017.

⁶⁵ Cuba, Statement by H.E. Anayansi Rodríguez Camejo, Permanent Representative of Cuba to the UN, High-Level Segment, 27 March 2017, UN Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument

continued existence of nuclear weapons, and their possible use)」は、「人類の生存に対する脅威 (a threat to the survival of mankind)」を意味すると指摘した⁶⁶。これらの見解は、核兵器それ自体が、自国のみならず人類の生存に対する構造的な拘束、すなわち誘発的強制であるとの視点で見る時にその法的含意が読み取れる。

同様の議論は TPNW 外の多国間フォーラムでも展開されている。国連総会第一委員会で非同盟運動 (NAM) は、「核兵器の継続的存在 (continued existence of nuclear weapons)」が「人類への脅威 (the threat to humanity)」および「国際の平和と安全への最大の脅威 (the greatest threat to peace and security)」を構成すると述べている⁶⁷。アフリカ・グループは、核兵器の「継続的存在および保有 (continued existence and possession)」が「人類への実存的脅威 (a grave existential threat)」であるとし、核兵器の「保有 (possess)」は安全保障を保証せず、潜在的使用の危険を確認するものにすぎないと指摘している⁶⁸。

さらに、2025 年 3 月に行われた TPNW の第 3 回締約国会合では、核兵器の廃絶は、核兵器の非人道性に関わる国際法上の規範の問題としてだけではなく、TPNW 諸国にとって現実的な安全保障上の国益に関わる問題であるという位置づけが明確化された。同締約国会合では、以下のように議論されている。

「核兵器に関する政策および手続は (国家) 秘密のもとに覆われており、その結果、TPNW の締約国およびその他の非核兵器国は、自らが強制されて共に生きざるを得ない危険 (the dangers that they are forced to live with) について、きわめて限られた具体的な情報しか持っていない (傍点筆者)。」⁶⁹

「これらの分野における透明性は、各国がその結末から自国民を守るという主権的責任 (sovereign responsibilities to protect their populations) を果たすために不可欠である。」

70

「核兵器を拒絶することは、理想主義的な願望 (an idealistic aspiration) ではなく、現実

to Prohibit Nuclear Weapons.

⁶⁶ Indonesia, Statement by H.E. R.M. Michael Tene, Permanent Mission of Indonesia to the UN in Geneva, General Exchange of Views, 28 March 2017, UN Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons.

⁶⁷ Statement by Indonesia on behalf of Non-Aligned Movement (NAM), delivered at the First Committee of the UN General Assembly, 78th Session, New York, October 2023.

⁶⁸ Statement by Ambassador Harold Agyeman, Permanent Representative of Ghana to the UN, on behalf of African Group, delivered at the Second Meeting of the First Committee, UN General Assembly, 76th Session, October 2021.

⁶⁹ TPNW, “Report of the Coordinator for the Consultative Process on Security Concerns of States under the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (Austria),” TPNW/MSP/2025/7, 7 February 2025, p. 13, para. 72.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 16, para. 83.

の危険に対する理性的かつ現実的な対応 (a rational and realist response) である。核抑止が無期限に、常に維持されると信じるの方が、推測的で、独断的で、そしておそらく理想主義的な考え方を必要とする。」⁷¹

つまり、TPNW 諸国は、自らが強制されて共に生きざるを得ない危険、すなわち核戦争や事故、誤算による核爆発に備える手段も情報も持っていない。しかも、核兵器の配備状況や使用シナリオ、指揮統制体制についてほとんど情報がなく、自国の安全が他国の判断に委ねられている。そのため、主体的にリスクを制御することは困難であり、自己決定の及ばないリスクに晒された TPNW 諸国は、その結末から国民を守る主権的責任を果たせない。このように主張しているわけである。

以上のような見解が慣習国際法の地位には達しているか否かという問題は別途存在する。核依存国は核兵器の保有を国連憲章第 2 条 4 項上の武力による威嚇に該当するとは考えていないからである。したがって本稿の射程は、TPNW 諸国を含む非核依存国に観察される実行と法的確信が、これまでの武力による威嚇の概念の理解に対していかなる再構成を促しているかを示す点にある。

(2) 強制の概念の再構成

TPNW 諸国を含む非核依存国の議論は、核兵器の保有がもたらす影響を強制の概念との関係で捉え直す必要性を示唆している。そこから浮かび上がるのは以下の三つの問題である。①核抑止政策は、その政策がもたらしうる影響に関する「説明責任 (accountability)」を欠き⁷²、政策がもたらしうる壊滅的なリスクを非核依存国に一方的に転嫁している。②情報も手段も持たない非核依存国がこうしたリスクを主体的に制御することは困難である。③リスクが現実化した場合に、非核依存国はその結末から国民を守る主権的責任を果たす権能に制約が課される⁷³。これらの問題をここまでの議論に引き寄せて言えば、ある国による核兵器の保有という行為が、連鎖的に別の国による核兵器の保有という行為を招く。その結果、そうした行為の蓄積が、非核依存国が自国民を守る主権的責任を果たすための自律性を阻害する国際社会構造を作りあげ、非核依存国にその構造のもとで生きることを強制しているということである。

この議論は、国連憲章第 2 条 4 項にいう武力による威嚇は、特定の相手国に対する明示的な要求や意図の伝達がある場合に限定されない可能性を示す。核抑止政策の継続と結果の予見可能性を通じて、被影響主体の安全保障環境や政策的自律性を実質的かつ構造的に拘束しているか否かを、核兵器の保有という行為に対する評価基準として取り込みうることを含意しているからである。

⁷¹ *Ibid.*, p. 14, para. 76.

⁷² *Ibid.*, p. 13, para. 72.

⁷³ この問題は、国連憲章第 2 条 1 項が規定する国家主権との関係で評価される領域でもある。

これまでの第2条4項の解釈では、意図の伝達を伴う行為として武力による威嚇を理解してきた。そうした威嚇は顕在的強制として理解される。しかし核抑止政策が非核依存国にもたらすのは、その政策的な自律性を拘束する構造的制約として現れる誘発的強制である。それは、武力による威嚇における強制の要素を、顕在的強制に限らず被影響主体の自律性を構造的に拘束する態様まで含めて捉え直すことを要請する。その限りで、ある国による核兵器の保有が国際社会にもたらす「構造としての威嚇」を、国際法のもとで適切に位置づける可能性を検討する余地が示される。

以上を要するに、TPNW 諸国を含む非核依存国の懸念は、ある国による核兵器の保有という行為が威嚇に基づく国際関係の構造形成に寄与する点に存在する。ある国による核兵器の保有が特定の国家に影響を与える意図を欠くと主張されたとしても、核抑止は威嚇に基づく安全保障の階層構造を国際社会の主体に強制し、非核依存国の政策的な自律性を構造的に制約する。この点で、ある国による核兵器の保有という行為は、他国を誘発的強制の構造に組み込む強制であると考えうる。

こうした分析は、第2条4項の武力による威嚇の禁止規定に関する ICJ による解釈が、非核依存国からの挑戦を受けていることを示唆する。この挑戦は、現代国際法下における武力による威嚇の禁止原則について、誘発的強制の視点を考慮に入れた解釈上の再構成を求めうる。その焦点は、核抑止政策の継続と結果の予見可能性を踏まえた場合に、当該保有が被影響主体の政策的自律性を実質的に拘束するという点で強制性を帯びると評価できるかにある。

おわりに

本稿が検討してきたのは、核兵器の保有という行為と武力による威嚇がどのように接続しうるかという問題であり、それが非核依存国に観察される実行と法的確信が国連憲章第2条4項の解釈にいかなる再構成を促しているかについて考えてきた。本稿は、核兵器の保有それ自体は行為としての動態を欠くとの理解の妥当性を検討し、第2条4項が禁止する武力による威嚇との関係の再構成の可能性を示した。その結果、少なくとも次の二点が確認できる。

第一に、ある国の核兵器の保有という行為が当該国による合理的に予期される違法な武力の行使と結びつく場合、それは第2条4項にいう武力による威嚇に該当しうる。この理解は、武力による威嚇を意図の伝達に結びつけて捉える、武力による威嚇のこれまでの理解の枠組みに属する。第二に、核抑止政策のもとで保有される核兵器を人類の生存に対する脅威として位置づける TPNW 諸国を含む非核依存国の国家実行が、地域的および政治的な枠を超えて蓄積されている。TPNW 交渉会議における非核依存国の発言、国連総会第一委員会における非同盟運動およびアフリカ・グループの声明、TPNW 第3回締約国会合の文書は、核兵器の保有や核兵器に関する政策や手続きにより、非核依存国は主体的な制御が困難な危険の中で生きることを強制され、自国民を守る主権的責任を果たす自律性を制約され

ているとの認識に裏打ちされている。

このような国家実行の蓄積は、これまで学説や判例が十分に検討してこなかった論点、すなわち核抑止政策のもとで継続される核兵器の保有という行為が、武力による威嚇として法的評価の対象となりうるかという問題に改めて光を当てている。本稿の分析を通じて、核兵器の保有を人類の生存に対する実存的脅威とする評価が国際法上の評価と接続されうる可能性が示された。

本稿は、核兵器の保有と武力による威嚇の関係をめぐる分析上の理論的空白に対し、核兵器の保有の他国への作用への着目と誘発的強制の視点を導入することで、武力による威嚇の解釈の再構成を試みる作業仮説を提示した。そこでは、核抑止政策のもとでの核兵器の保有が武力による威嚇を構成しうる可能性を提起し、その法的構成を国連憲章第 2 条 4 項の枠内で検討した。こうした検討は、武力による威嚇の解釈に際し、行為の一回性に着目するこれまでの視点に加え、行為の蓄積により形成される構造が強いる効果を分析の射程に取り込むための出発点となる。この点において本稿は、条約国際法としての TPNW の枠組みを超え、第 2 条 4 項の解釈論として核抑止政策のもとでの核兵器の保有がもたらす強制性をどのように法的に把握しうるかを検討するための分析枠組みの提示を試みた。

本稿の議論は、TPNW 諸国を含む非核依存国に観察される国家実行と法的確信に基づくものであり、ただちに慣習国際法としての第 2 条 4 項の問題として論じることにはできないとの批判もありうる。確かに、慣習国際法化の問題は別途の検討を要する論点である。ただし ICJ は慣習国際法の形成における一般論として、一般的な国家実行と法的確信を問題としている⁷⁴。そして一見これに反する行為について当該国がその正当化を試みる場合、当該規則の存在を前提とした主張として理解されうることを指摘している⁷⁵。この理解に照らせば、TPNW 諸国を含む非核依存国に観察される国家実行に対して核抑止を正当化しようとする核依存国の言説と行動は、第 2 条 4 項の規範的枠組みを前提とした議論が成立する可能性を示すのである。

⁷⁴ ICJ, *North Sea Continental Shelf Cases* (Federal Republic of Germany/Denmark; Federal Republic of Germany/Netherlands), *Judgment*, *ICJ Reports*, 1969, pp. 44-45, paras. 77-78.

⁷⁵ ICJ, *supra* note 60, p. 98, para. 186.

2025 年度日本軍縮学会研究大会概要報告

開催日：2025 年 6 月 7 日（土）
形 式：対面・オンライン（Zoom）
場 所：拓殖大学（文京キャンパス）
プログラム：以下の通り

2. 大会プログラム

10:10~10:15 開会挨拶
10:15~11:40 フロンティア部会（85 分）
11:45~12:45 昼食（理事会・委員会）
12:50~13:20 総会
13:30~15:00 部会 1（90 分）
15:05~16:35 部会 2（90 分）
16:35~16:40 閉会挨拶

フロンティア部会

司会・討論：梅原季哉（広島市立大学）

報告 1：武久究（合同会社酸素レーザー研究所）「核兵器廃絶を実現する方法の提案」

報告 2：梅津茜（内閣府）「武力紛争後の環境修復—特に非常時対応としての除染活動について—」

報告 3：丸帆夏（拓殖大学）「人道的軍縮は従来の軍縮を代替しうるか」

フロンティア部会では、合同会社酸素レーザー研究所代表の武久究（たけひさ・きわむ）会員が核兵器廃絶に向けたスティグマ化の提案、内閣府国際平和協力事務局の梅津茜（うめつ・あかね）会員が武力紛争による環境汚染の修復という政策的課題、拓殖大学国際協力学研究科の丸帆夏（まる・ほのか）会員が人道的軍縮をめぐる動向と課題について、それぞれ報告した。

武久会員はまず、かつて冷戦期の戦略防衛構想（SDI）で提唱された、レーザーによるミサイル撃墜技術研究に携わってきた自らの経歴を紹介した。発射直後のブースト段階での迎撃が理想とされ、遠隔地標的でも瞬時に照射できるレーザーが有効と期待されたが、完全な無力化は現実的ではない。このため、実力による阻止ではなく、核を持つ動機を取り除くという異なる発想に至ったと明かした。そして、核不拡散条約（NPT）や核兵器禁止条約（TPNW）に限界がある中で、核兵器使用に対して制裁措置を事前に定めておく仕組みがつかれないかと提案した。

梅津会員は、最大の環境破壊である武力紛争の終結後に、いかにして環境を修復するかという課題に注目が集まりつつ現状をまず指摘した。先例としてイラクがあったが、戦闘終結から実際の除染開始まで約 2 年半の空白が生じたことや、除染活動は高い危険度が認定されたホットスポット 5 地点に限られ、それ以外の地域や、低濃度汚染物質の広がりを含めた全貌は現在に至るまで解明されていないと紹介した。一方、ウクライナ戦争では衛星画像を使った遠隔モニタリングなどを駆使し、リアルタイムの汚染把握が可能になりつつある。この状況を踏まえ、非常時対応として汚染レベルを低下させる緊急措置の取り組みで、日本が主導権を取れる可能性を示唆した。

丸会員はまず、国家安全保障を前提とする従来の軍縮が人道的被害の救済に十分対応できていなかった点を指摘した。一方、市民社会などが主体となる人道的軍縮は、武器の非

人道性を規範化することで複数の軍縮条約の締結を後押ししてきたものの、実効性などの限界も抱えていると論じた。その上で、人道的軍縮は従来型軍縮を代替するのではなく、国際法遵守を促す「橋渡し」、非人道規範から条約締結へと導く「先導」、軍民領域の境界確定を通じた安全の確保という「設定」、さらに非人道規範を確定させる「烙印」を通じて、従来の枠組みを補完しようと分析した。

討論者から、武久会員のアイデアに対しては、国際法上の実現可能性といった問題はあるものの、斬新な工学的アプローチで核のスティグマ化を進める姿勢への歓迎の意が表された。梅津会員の報告に関しては、紛争継続中の非常時対応的除染を考慮すべきという指摘は重要だが、軍事組織以外が紛争中に活動を行う困難さが提起された。丸会員が報告した人道的軍縮の効用と限界については、ウクライナ戦争を受けた形で、まさに地雷やクラスター弾禁止という人道的軍縮の推進派諸国の中から離脱の動きがみられる中、時期に叶った報告といえるとの評価がなされた。その後、フロアからの質問・コメントも交えて活発な論議が行われた。

(文責：梅原季哉)

部会 1：核のタブーと核軍縮・不拡散

司会：佐藤史郎（広島市立大学）

報告 1：石川卓（防衛大学校・非会員）「大国間競争時代の核のタブー」

報告 2：足立研幾（立命館大学）「核のタブーの行方—国際規範の観点から」

報告 3：中村桂子（長崎大学）「核兵器禁止条約との関係で考える『核のタブー』」

討論：向和歌奈（亜細亜大学）

近年、ロシアによる核使用の威嚇や日本被団協へのノーベル平和賞授賞などを背景に、「核のタブー」が注目を集めている。部会 1 では、3本の報告を通じて、核のタブーとは何か、核のタブーの意義と限界とは何かについて検討を試みた。

まず、石川卓教授（防衛大学校）は、核のタブーの概念を説明したうえで、核のタブーの危機Ⅰ（現実版：トランプ政権の対応策と誇張のすぎた「ルース・トーク」など）と危機Ⅱ（机上版：サーベイ実験による核のタブーの弱さの指摘など）を述べた。そして、ロシアによる核威嚇が乱発されたウクライナ侵攻がこのまま核使用なく終結すれば、核のタブーが強化される可能性を論じた。

つぎに、足立研幾会員（立命館大学）は、核のタブーの土台とその揺らぎを述べたうえで、現在、核のタブーは弱体化しているものの、規範の消滅には至っていないと指摘した。そして、核のタブーを強化していくためには、核使用を否定する言説の強化、核使用を困難にする環境の強化、核使用の必要性を低下させる環境作りが必要であると述べた。

最後に、中村桂子会員（長崎大学）は、核「使用」のタブーは重要であるものの、核兵器が存在する限り、同兵器が使用されるリスクがあると述べた。そのうえで、核不使用を継続させるためには、核兵器禁止条約を通じて、核「保有」のタブーへと規範をさらに深化させなければならないと指摘した。

討論者の向和歌奈会員（亜細亜大学）は、報告者全員に対して、日本外交は核のタブーとどう向き合っていくのかとの質問を行った。また、報告者への個別の質問として、核のタブーは核軍縮や核保有に対してどの程度の影響を与えるのか、核保有国は核「保有」のタブーをどのように捉えているのかなど、重要な問いを投げた。

また、フロアからも、核のタブーと慣習法の関係、核のタブーと拡大核抑止の関係、核「実験」のタブーの存在などに関する質問がなされ、活発な質疑応答となった。

(文責：佐藤史郎)

部会 2 : トランプ政権と軍縮・不拡散

司会：堀部純子（名古屋外国語大学）

報告 1：西田充（長崎大学）「トランプ政権の核軍縮・不拡散政策」

報告 2：倉田秀也（防衛大学校）「トランプ政権下の朝米関係」

報告 3：高坂博史（名古屋市立大学）「ヨーロッパ軍縮体制の揺らぎと今後の展望—ポスト冷戦期の秩序の変容と第二次トランプ政権の含意」

討論：栗田真広（防衛研究所）

部会 2 では、米国のトランプ政権（第 2 期）の安全保障政策を展望し、拡大抑止や核戦力構成の問題を含めつつ、核兵器に限定せず広く軍縮・不拡散の課題における含意を検討することを目的として報告・議論がなされた。

報告 1 の西田充会員（長崎大学）は、まずトランプ政権第 1 期の核軍縮・不拡散政策を振り返り、報告時点での第 2 期政権の政策の特徴を総論的な観点から分析した。第 2 期政権では、第 1 期とは異なり同盟国への拡大抑止や NPT への関与を重視する姿勢が確認されたとしたほか、ゴールデン・ドーム構想については、対中露を意図したものであることを明らかにしており、両国との軍備管理がより難しくなるとの見方を示した。他方で、軍備管理政策の方向性については政権内部での対立も含めて流動的であり、MAGA 派の影響力の拡大、それによる同盟国への影響も含め今後の展開に注視が必要であるとした。

報告 2 の倉田秀也会員（防衛大学校）は、トランプ政権下の米朝関係を分析し、北朝鮮が韓国との平和的共存ではなく「2 国家論」の採用による敵対的共存を明確にしたこと、ならびに北朝鮮による「非核化」の拒絶によって非核化交渉の 2 つの前提（南北統一、非核化）が崩壊したと指摘した。また、北朝鮮は核・ミサイル開発を加速させる一方、米朝対話の条件として「対朝鮮敵視政策」の撤回を強調し、米韓拡大抑止の低減を求めつつ韓国を排除した平和体制の構築を模索しているとの見解を示した。さらに、今後は非核化を伴わない米国との軍備管理協議や大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射停止の再提示が浮上する可能性や、トランプ政権が中距離以下のミサイルについてはコミットメントを弱める可能性があるとして指摘した。

報告 3 の高坂博史会員（名古屋市立大学）は、ポスト冷戦期に見られた欧州の軍縮体制の動揺がトランプ政権下で顕在化し、ロシアのウクライナ侵攻で決定的に崩壊した過程を分析した。報告では、中距離核戦力（INF）全廃条約やオープンスカイズ条約からの米露双方の離脱を通じて、欧州の軍縮の「三本柱」は機能停止に至ったことを指摘した。そのうえで、軍備管理における米欧間の協調は一層困難になると予測される一方、停戦後の信頼醸成措置や地域的軍縮枠組み（例： Dayton 合意のような合意）の再構築の余地も残るとの見方を示した。

以上の報告に対し、栗田真広会員（防衛研究所）より、第二期トランプ政権の核・防衛政策と伝統的な軍備管理概念の議論との関係性、北朝鮮の意図、欧州における核兵器の役割の展望などの質問がなされ、これらを中心に討議がなされた。

（文責：堀部純子）

日本軍縮学会 17 回総会議事録

日時：2025 年 6 月 7 日（土） 12：50～13：20

場所：拓殖大学 C 館 501 号教室

1. 総務（総務委員長）

会員数の現状（現会員数 131 名）についての報告がなされた。前回総会で理事会に一任された会費未納者への取り扱いの決定を受けて 60 名が退会となった。また、2024 年度決算（会計）についての報告がなされた。これと併せて、2025 年度予算案についての説明がなされ、いずれも承認された。

2. 編集（編集委員長）

『軍縮研究』第 14 巻 1 号の刊行についての報告がなされた。また、次号刊行に向けて、本研究大会の報告内容を基とする論考をはじめ、会員からの積極的な論文投稿の依頼がなされた。

3. 企画・運営（企画・運営委員長）

2025 年度研究大会が無事開催できたことについて、会員への謝辞が述べられた。また、来年度以降のフロンティア部会の充実についても検討を進めていることが報告された。

4. その他

2025-2026 年度の新理事候補について、青木会長を除く理事（各委員会の委員長も含む）の再任の提案があり、承認された。また 2025-2026 年度の新会長について、理事の互選により佐藤理事が会長に選任されたことが報告された。

黒澤会員より、軍縮問題入門第 5 版について学会の事業として刊行されたことへの謝意が述べられた。また、軍縮辞典改訂の検討についての要望が示された。

以上

日本軍縮学会第 22 回理事会議事録

日時：2025 年 6 月 7 日（土） 11：45～12：35

場所：拓殖大学文京キャンパス C 館 5 階 505 教室

参加：青木、足立、秋山、岡松、佐藤、鈴木、戸崎、西田、向、山田（五十音順、敬称略）

委任欠席：榎本、田中（五十音順、敬称略）

1. 総務（総務委員長）

(1) 会員数の現状（報告）

・ 2025 年 3 月 31 現在、会員総数は 131 名（うち、一般が 129 名、学生が 2 名）との報告がなされた。2024 年度においては、新規入会者 2 名、退会者 3 名いたことについても報告がなされた。

・ なお、昨年度の研究大会にて会費未納者の処遇について理事会に一任していただくことにご同意いただき、それに基づき、理事会のなかでの話し合いの結果、60 名の会員資格の喪失についても、改めて報告がなされた。

(2) 2024 年度決算（審議）※配布資料あり

配布資料にしたがい、2024 年度の収支報告がなされた。

・ 収入は計 3,529,78 円（内訳：2023 年度よりの繰越金：3,074,265 円、会費の合計：440,000 円、2024 年度研究大会への非会員の参加費 17,000 円、利息 1,515 円）

・ 支出は計 694,844 円（内訳：2024 年 5 月 11 日に開催された研究大会関連費用：108,964 円、Zoom、Dropbox、ドメイン更新料、レンタルサーバー借り上げ料などインターネット関連費 73,047 円、2025 年 2 月に刊行された本学会編集『軍縮問題入門』の会員への配布、献本等に係る経費 512,833 円）

・ なお収支報告は、監事の鈴木先生と秋山先生にも確認をいただいている点も併せて報告がなされた。

(3) 2025 年度予算案（審議）

配布資料にしたがい、2025 年度予算の提案がなされ、総会にて会員に諮る旨が承認された。

・ 収入見込みは、395,000 円（会費 131 名分）に繰越金 2,837,936 円を合わせた 3,232,936 円を予定。

・ 支出見込みは、237,238 円（内訳：研究大会関連費 117,850 円、事務関係費 30,000 円、インターネット関連費 89,388 円の計 237,238 円）を計上。これに予備費 2,995,698 円を加え、支出合計は 3,232,936 円。

(4) 新規入会者（2 名）（審議）

6 月 6 日付のメールで情報を回覧した 1 名および当日 1 名（フロンティア部会発表者、口頭説明）の新規入会希望者 2 名の入会に係る審議がなされ、当学会への入会が了承された。

2. 編集（編集委員長）

(1) 『軍縮研究』第 14 巻 1 号刊行（報告）

『軍縮研究』第 14 巻 1 号の刊行についての報告がなされた。今回の巻号への投稿者がなかなか集まらなかったため、編集委員会でテーマを策定し執筆を依頼し、巻号の完成に至った点も申し添えられた。編集委員会でテーマを設定したことにより、当巻号の質自体はよいものになったとの報告もなされた。

3. 企画・運営（企画・運営委員長）

(1) 研究大会開催（報告）

- ・ 6月7日の研究大会が無事開催されている旨が改めて報告された。参加登録者数が昨年度よりもやや増えた点やフロンティア部会への応募数も増加傾向にある点についても、併せて報告がなされた。
- ・ 今後の検討課題として、フロンティア部会での発表者（若手研究者）に対して、何らかの学会参加に係る助成をしたいとの考えが企画・運営委員長より示された。特に旅費・宿泊費の補助については、今後検討課題としたい点も申し添えられた。
- ・ これに対して、どのような条件で助成を行うのか（年齢、出発地等）について検討していく必要があるとの意見がだされた。
- ・ また、助成の条件を厳密にすると、助成制度の運営が難しくなるため、たとえば年間でいくらまでの旅費を捻出できるのかなどの大枠を決定して、その他の細目については内規で示しておくとの意見がだされた。

4. 学会運営等に関する諸事項の報告・審議

(1) 2025-2026年度体制

- ・ 2025-2026年度の新体制は、今期の理事の留任（各委員会の委員長を含む）を全員に対して依頼している点が佐藤先生より報告された。ただし、以下の変更がある点が申し添えられた。
- ・ 会長を佐藤先生、新副会長として田中極子先生（戸崎先生は留任）
- ・ 監事は鈴木先生に代わり青木先生
- ・ 現在、会長および理事の選出手続きに曖昧性が残るため、今後は規約に明記する等、透明性を図ることを検討する必要があるのではないかと意見が出された。
- ・ そのうえで、大会当日に新旧の理事会の開催を行い、会長の選出方法のステップをより明確にする。
- ・ 本件は、佐藤新体制のもとで検討・改訂・改善していく点で合意がなされた。

5. 『軍縮問題入門（第5版）』の刊行（報告）

『軍縮問題入門（第5版）』が今年2月に無事刊行されたことが、編集委員長の秋山先生より報告された。

6. その他

(1) 学会への入会手続き及び基準（報告）

- ・ 現行の学会への入会手続きについて、一部の理事より、情報量が少ないため、他の学会のように入会希望者よりも少し情報を出していただき、判断材料とすることも検討してもよいのではないかと指摘を受け、執行部（会長、副会長、総務委員長）で協議をした結果の報告がなされた。
- ・ 現行の入会手続きでは、推薦者2名（うち理事1名）を立てることで、入会希望者のひととなりを保証しており、要すれば、推薦者となっている理事からより詳しい説明をしていただくという手順で十分であろうとの結論にいたった。
- ・ ただし、推薦者になっていただける知り合いが理事や学会内にいない入会希望者のためには、たとえば、興味関心事項や業績などを記述できる枠を作っておくことで、理事会内で推薦できるような判断材料を提出していただくということも、今後検討していく必要があるとの意見がだされた。
- ・ またこれに加えて、学会として入会のための間口を広くとっておくのであれば、逆に何らかの形で学会に関連しないような行動が会員によって行われた場合には、即時除籍ができるようなシステムを作っておくことも併せて検討していく必要があるとの指摘もなされた。

(2) 研究大会主催校所属学生の聴講（無料・特別枠）（報告）

- ・ 今年度の研究大会では、主催校の学生（5名）に対して特別聴講（対面のみ、無料参加）を試みた。この試みを来年度以降の研究大会でも行っていきたい旨、報告と要請がなされた、了承された。
- ・ 本件については、内規に書いておくなど、制度の存在を明文化しておく必要があるとの指摘がなされた。
- ・ 今後、佐藤新体制のもとで、検討課題としていくとの確認がなされた。

(3) その他

- ・ 来年度の研究大会の開催日時・開催場所の早期の決定を早めに行っていく必要があるとの意見が出された。
- ・ これまで一貫して東京で開催されてきたが、他イベントとのコラボレーションなども含め、地方の開催も今後検討していくことも一案であるとの意見もだされた。

以上

日本軍縮学会 連絡先

日本軍縮学会事務局

気付 : 〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8
亜細亜大学 (1号館 11212号室)

E-mail : disarmament@disarmament.jp

HP : <http://www.disarmament.jp/>

銀行口座 : みずほ銀行虎ノ門支店 普通口座 4516522 日本軍縮学会

年会費 : 3000円 (学生 1000円) です。未納の方はお振込みをお願いします。

会員情報の修正・変更 : 勤務先、住所、メールアドレス等、登録情報の修正や変更がありましたら、disarmament@disarmament.jp までご連絡下さい。